

古風土記逸文卷之下

常陸 栗田 寛纂訂

○紀 伊

手束弓

顯昭云。たつかさは。考ニ紀伊國風土記云。弓のこつ
かをおほきにするなり。それは紀伊國の雄山の
せきもりがもつ弓なり。とぞいへる。補中鈔

あさもよひ

萬葉抄云。あさもよひとは。人のひかしくを云な
り。見風土記。補中鈔

○淡路

鹿子湊

淡路國風土記云。應神天皇廿年秋八月。天皇淡路島遊獵時。海上大鹿浮來。則人也。天皇召左右詔問答曰。我是日向國諸縣郡牛也。角鹿皮着。而年老。雖不與仕。尚以莫忘天恩。仍我女髮長。姬貢也。仍令榜御舟矣。因之。此港曰鹿子湊。由阿詞林

○與、恐奉訛

○阿波

宮號

阿波國風土記。或云。大倭志紀彌豆垣宮大八島國所治。天皇朝廷。或云難波高津宮大八島國所治。天皇。或云檜前伊富利野乃宮大八嶋國所知。天皇。覺仙

中湖

なかのみなご、は阿波國にみなごあり中湖といふは。牟夜戸與咲湖の中にあるが故に。中湖爲名。見阿波國風土記。覺仙二萬

奈汰浦

風土記云。奈汰浦。奈汰云事者其浦波之音無止時依而奈汰云海邊者波立者奈汰

勝間井

○萬葉鈔片仮名本三云潮風ミナト風ト云ベシ云潮ノ字訓ウシホ不審ナリミナトニツカヘルコトハ阿波國風土記ニ中潮吳湖ナドニモ用之タリ
○咲湖、印本作矣
○浦、據古本
○事、古本作由

○出、片仮名
本无
○出以下七字
萬緯无
○者上萬緯有
云由二字
○昔、萬緯无
○依、萬緯无
○忘下萬緯有
依字
○栗人、萬緯
作栗人
○櫛笥者勝間
云也七字據萬
緯

阿波國風土記云。勝間井。冷水出于此焉。所以名勝
間井者。昔倭建天皇命乃依大御櫛笥之忘而勝
間。栗人者櫛笥者勝間云也。穿井。故爲名也。仙覺萬葉鈔七

アマノリト山

阿波國ノ風土記ノ如クハ。空ヨリ降リタル山ノ
大キナルハ。阿波國ニ降リタルチアマノリト山
云。其山ノクダケテ大和ニフリツキタルチアマ
ノカク山ト云トナン申。仙覺萬葉鈔三

○讚岐

阿波島

讚岐國屋島北去百步許有島名阿波島。仙覺萬葉鈔

○伊豫

大山積神

伊豫國風土記曰。乎知郡御嶋坐神御名大山積神。
一名和多志大神也。是神者所顯難波高津宮御宇
天皇御世。此神自百濟國度來坐。而津國御嶋坐云
云。謂御嶋者津國御島名也。釋日本紀

天山

伊豫國風土記曰。伊豫郡自郡家以東北在天山。所
名天山。由者倭在天加具山。自天天降時二分而以

○其以下九字
據伊澤本

片端者天降於倭國。以片端者天降於此土。因謂天
山本也。其御影敬禮奉久米寺。本紀

熊野峯

伊豫國風土記曰。野間郡熊野峯。所名熊野。由者昔
時熊野止云。船設此。至今石成在。因謂熊野本也。日

紀本

温泉

○活、萬緯作
治恐非
○漬浴、據伊
澤本萬緯作浴
漬
○痾、據印本
及萬緯

伊豫國風土記曰。湯郡大穴持命見悔恥而宿奈毗
古那命欲活而大分速見湯。自下繩持度來。以宿奈
毗古那命而漬浴者。甃間有活起居。然詠曰。眞甃寢
哉。踐健跡處。今在湯中石上也。凡湯之貴奇不神世
時耳。於今世染疹痾萬生。爲除病存身要藥也。天皇

○子、據萬緯

○惠總、萬緯
作惠慈
○于時二字萬
葉抄无

○壽國、謂天
壽國也
○華、據異本
○廢、據釋紀
○相、伊澤本
作想

等於湯幸行降坐五度也。以大帶日子天皇與大后
八坂入姬命二軀爲一度也。以帶中日子天皇與大
后息長帶姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子爲
一度。及侍高麗惠總僧葛城臣等也。于時立湯岡側
碑文。記云。法興六年十月歲在丙辰。我法王大王與
惠總法師及葛城臣。逍遙夷與村。正觀神井。歎世妙
驗。欲叙意。聊作碑文一首。惟夫日月照於上而不私。
神井出於下無不給。萬機所以妙應。百姓所以潛扇。
若乃照給無偏私。何異于壽國。隨華臺而開合。沐神
井而瘳疹。詎升于落花池而化溺。窺望山岳之巖嶸。
反冀子平之能往。椿樹相蔭而穹窿。寶相五百之張
蓋。臨朝啼鳥而戲時。何曉亂音之聒耳。丹花卷葉而

映照。玉菓彌葩以垂井。經過其下可優遊。豈悟洪灌
霄庭意與才拙。實慚七步。後定君子。幸無蚩咲也。以
岡本天皇并皇后二軀爲一度。以後岡本天皇近江
大津宮御宇天皇淨御原宮御宇天皇三軀爲一
度。此謂幸行五度也。釋日本紀十四

伊社邇波之岡臣公木

伊豫國風土記云。立湯岡側碑文。其立碑文。處曰伊
社邇波之岡也。所以名伊社邇波者。當土諸人等其
碑文。欲見而伊社那比來。因謂伊社邇波本也云云。
以岡本天皇并皇后二軀爲一度。于時於大殿戶有
榘與臣木。於其上集鴈與此米鳥。天皇爲此鳥枝繫
穗等養賜也。仙覺萬葉卷三

○那、本書作
郡今據印本及
異本

○上集、據異
本

○與、本書作
云恐誤故訂

二木

注是時宮前在二樹木云云。伊豫國風土記云。二木
者。一者椋木。一者臣木ト云リ。臣木可尋之。頭注私
云。勘之。臣木者モミノ木ナリ。片假名萬葉抄一

熟田津

伊豫國風土記ニハ。後岡本天皇御歌曰。美枳多頭
爾。波豆丁美禮婆云云。仙覺萬葉卷三

息長足日女命御歌

橘之。島爾之居者。河遠不曝縫之。吾下衣トアル歌
ノ注ニ。この歌如伊豫國風土記者。息長足日女命
御歌也。仙覺萬葉卷七

○等、異本无

○百式紀乃大
宮人之飽田津
爾船乘將爲年
之不知久ニギ
タツ日本紀第
廿卷ニハ天皇
七年春正月丁
酉朔庚戌御船
泊テ伊豫熟田
津石湯行宮熱
根此云備トアル
根此云備トアル
次ニ伊豫國風
土記云々ト
引リ

〇土佐

玉島

土佐國風土記曰。吾川郡玉島。或說曰。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下島休息。磯際得一白石。團如鷄卵。皇后安于御掌。光明四出。皇后大喜。詔左右曰。是海神所賜白眞珠也。故爲嶋名。云云。紀釋卷十本

高賀茂大社

土佐國風土記曰。土佐郡那家。西去四里。有土佐高賀茂大社。其神名爲一言主尊。其祖未詳。一說曰。大穴六道尊子味鉏高彥根尊。一釋日本紀卷十二

朝倉神社

土佐國風土記曰。土佐郡有朝倉鄉。鄉中有社。神名天津羽羽神。天石帆別命。今天石門別神子也。一釋日本紀卷十

三輪川

土佐國風土記云。神河訓三輪河。源出北山之中。屈于伊豫國。水清故爲大神。釀酒也。用此河水。故爲河名也。訓神字爲三輪者。多氏古事記曰。崇神天皇之世。倭迹々媛皇女爲大三輪大神婦。每夜有一壯士。密來曉去。皇女思奇。以綜麻貫針。及壯士之曉出也。以針貫欄。及旦看之。唯有三輪遺器者。故時人稱爲三輪村。社名亦然。云云。萬葉注

〇帆、頭注作戶
 〇命下頭注有乎字
 〇石門別神、頭注作石門別之神
 〇北、異本作此萬緯作兆今據古本

〇筑前

資河嶋

〇河、本書作阿今據萬緯訂下倣此

筑前國風土記曰。糟屋郡資河嶋。昔時氣長足姬尊幸於新羅之時。御船夜時來泊此嶋。有陪從名云大濱小濱者。便勅小濱遣此島。覓火得早來。大濱問云近有家耶。小濱答云。此嶋與打昇濱近。相連接。殆可謂同地。因曰近嶋。今訛謂之資河島。紀日本卷六

怡土郡

筑前國風土記曰。怡土郡。昔者穴戶豐浦宮御宇足仲彥天皇將討球磨。噲幸筑紫之時。怡土縣主等祖五十迹手聞天皇幸。拔取五百枝賢木。立于船舳。

艦上枝挂八坂瓊中枝挂白銅鏡。下枝挂十握劍。參迎穴門引鳥獻之。天皇勅問阿誰人。五十迹手奏曰。高麗國意呂山自天降來。日梓之苗裔。五十迹手是也。天皇於斯譽五十迹手曰。恪手。蘇志伊五十迹手之本土。可謂恪勤國。今謂怡土郡。訛也。紀日本卷十

兒饗石

筑前國風土記曰。怡土郡兒饗野。在郡此野之西有白石二顆。一顆長一尺二寸。太一尺。重卅九斤。曩者氣長足姬尊欲征伐新羅。到於此村。御身有妊。忽當誕生。登時取此二顆石。挿於御腰。祈曰。朕欲定西堺。來着此野。所妊皇子若此神者。凱旋之後。誕生其可遂定西堺。還來即產也。所謂譽田天皇是也。

〇太、本書作大、今據印本及異本

〇定、據伊澤本

時人號其石曰皇子產石。今訛謂兒饗石。日本紀卷十一

芋湄野

筑紫風土記曰。逸都縣子饗原有石兩顆。一者片長一尺二寸。周一尺八寸。一者長一尺一寸。周一尺八寸。色白而便圓如磨。成俗傳云。息長足比賣命欲伐新羅國。閱軍之際。懷娠漸動。時取兩石。插着裙腰。遂襲新羅。凱旋之日。至芋湄野。太子誕生。有此因緣。曰芋湄野。風俗言詞耳。俗間婦人忽然娠動。裙腰插石。厭令延時。蓋由此乎。日本紀卷十一

〇便、異本作
〇國、伊澤本作閱非

大三輪神

筑前國風土記曰。氣長足姬尊欲伐新羅。整理軍士發行之間。道中遁亡。占求其由。即有崇神名曰大三輪神。所以樹此神社。遂平新羅。日本紀卷十一

〇整、本書作
〇亡、本書作
〇已、今據伊澤本及頭注、

寄襲宮

筑前國風土記云。到筑紫國。例先參謁于寄襲宮。寄襲可紫比也。仙覺萬葉鈔卷六

胸肩神體

私記曰。上器胸肩神者。或是五百御統。或八尺曲瓊也。然則取神明所持之物。為其神像者。其類甚多。云々。先師說云。胸肩神體為玉之由。見風土記。日本紀卷七

身形郡

宗像社記曰。西海道風土記曰。宗像大神自天降居。埼門山之時。以青薙玉置奧津宮之表。以八坂瓊紫玉置中津宮之表。以八咫鏡置邊津宮之表。以此三

〇薙、本書作
〇咫、防人日記所引社記作
〇三、防人日

〇寄襲、可紫
比也六字、頭
注為分注、

記无
○即納、納字
記傳所引无

○塙、本書作
塙今據印本及
萬緯下准之
○之、古本及
萬緯並作々
○船、萬緯作
船

○迂、萬緯作
子
○鳥葛以下十
字萬緯爲分注

表成神體之形而納置三宮即納隱之因曰身形郡
延佳本舊事
本紀頭注
後人改曰宗像
宗像朝臣是也云々
防人
日記

河斜島 資波島

筑前國風土記云。塙舸縣之東側。近有大江口。名曰
塙舸水門。堪容大船焉。從彼通島鳥旗澳。名曰岫門。
鳥旗。岫門。久岐等也。堪容小船焉。海中有兩小島。其
一曰河斜島。鳥生支子。海中出鮑魚。其一曰資波島。
資波。紫也。兩島俱生鳥葛冬薑烏葛黑葛也。冬薑迂菜
也。仙覺萬葉
鈔卷七

狹手彦

筑前國風土記。うちあげのはまの所にいはく。狹

○妾、一本作
妻
○那古君上萬
緯有字八二字
○うふ、萬緯
作うひ
○び、一本作
姫
○たちて、一
本作いだきて

○前、本書作
參今據異本及
古本
○按本文所謂
三國者指本國
及尾張備中也

手彦連。舟にのりて海にこままりてわたるこ
をえがたし。爰に石勝推量していはく。御舟のゆ
かざる事は海神の心なり。其神はなはだ狹手彦
連がぬてゆくところの妾那古君をまたふ。これ
をこまめはわたるべし。于時彦連妾こあひなげ
く。皇命をかうぶらんとをおそれて。うつくしび
をたちて。こものうへにのせて。なみにはなちう
かぶと云々
袖中鈔
八

宇合

筑前國風土記曰。當奈羅朝天平四年歲壬申。西海
道節度使藤原朝臣諱宇合。嫌前議之偏。考當時之
要者。以前三箇國風土記之文以聖武天皇御宇稱

平城事更以无相違矣仙覺序萬

御津柏

〇寄柏、本書作寄採

筑紫風土記曰寄柏御津柏也釋日本紀卷十二

長木綿 短木綿

やまへまそゆふみじかゆふこいへるはふたつにはあらず芋こいふにふたつのまなありあきをばはながゆふこ云ながきがゆへなりまをばみじかゆふこ云筑紫風土記に長木綿短木綿といへるは是也仙覺萬葉鈔卷二

〇按本書神山邊真蘇木綿短木綿如此耳故分長等思伎トアル條ニ

〇筑後

國號

筑紫洲私記曰問此號若有意哉答先儒之說有四義一云此地地形如木兔之體故名之也木兔鳥之名此云都久二云公望案筑後國風土記云筑後國者本與筑前國合爲一國昔此兩國之間山有峻狹之坂往來之人所駕鞍韉被摩盡土人曰鞍韉盡之坂三云昔此界上有鹿猛神往來之人半生半死其數極多因曰人命盡神于時筑紫君肥君等占之今筑紫君等之祖甕依姬爲祀祭之自爾以降行路之人不被神害是以曰筑紫神四云爲葬其死者伐此山木造作棺輿因茲山木欲盡因曰筑紫國後分兩國爲前後釋日本紀卷五

〇鹿、本書作鹿、今據伊澤本
〇因、本書作目、今據伊澤本

三毛郡

〇日、本作月

筑後國風土記云。三毛郡云云。昔者棟木一株。生於郡家南。其高九百七十丈。朝日之影蔽肥前國。藤津郡多良之峯。暮日之影蔽肥後國。山鹿郡荒爪之山。云云。因曰御木國。後人訛曰三毛。今以為郡名。釋日卷本紀十

磐井墓

〇六、伊澤本云異本作十
〇盾、據萬緯
〇枚、本書作
投異本作放恐
誤故訂
〇衙頭、據伊澤本
〇擬、本書作
彬萬緯作樹今
據伊澤本
〇罪、本書作
羅恐誤故訂
〇賊、異本作
賊似是

筑後國風土記曰。上妻縣南二里有筑紫君磐井之墓。墳高七丈。周六丈。墓田南北各六十丈。東西各卅丈。石人石盾各六十枚。交陳成行。周匝四面。當東北角有一別區。號曰衙頭。衙頭。致政所也。其中有一石人。假容立地。號曰解部。前有一人。躲形状伏地。號曰偷人。偷人。仍為偷猪。擬決罪。側有石猪四頭。號賊物。賊物。盜物也。彼處亦有石

219147

馬三匹。石殿三間。石藏二間。古老傳云。當雄大迹天皇之世。筑紫君磐井豪強暴虐。不擾皇風。生平之時。預造此墓。俄而官軍動發。欲襲之間。知勢不勝。獨自遁于豐前國上膳縣。終于南山峻嶺之曲。於是官軍追尋失蹤。士怒未泄。擊折石人之手。打墮石馬之頭。古老傳云。上妻縣多有篤疾。蓋由茲歟。釋日本紀卷十三

生葉郡

〇忘、據他澤本

筑後國風土記云。昔景行天皇巡國既畢。還都之時。膳司在此村。忘御酒。蓋云云。天皇勅曰。惜乎朕之酒。蓋俗語云。酒因曰宇枳波夜郡。後人誤號生葉郡。釋日本紀卷十

〇豐前

鹿春神

豐前國風土記曰。田河郡鹿春鄉在郡東北。此鄉之中有河。年魚在之。其源從郡東北杉板山出。直指正西流下。添會真漏河焉。此河瀨清淨。因號清河原村。今謂鹿春鄉訛。昔者新羅國神自度到來。住此河原。便即名曰鹿春神。又鄉北有峯。頂有沼。潤許六。黃楊樹生。兼有龍骨。第二峰有銅并黃楊龍骨。第三峯有龍骨。

〇便、頭注无
釋日本紀卷十。字
 佐八幡託宣集。

鏡山

豐前國風土記云。田河郡鏡山在郡東。昔者氣長足姬

〇曰、代匠記
 作云
 ○即、見、詞
 林探要无今從
 代匠記
 ○曰、據代匠
 記
 ○焉、代匠記
 无
 ○大神、注式
 作宮
 ○後亦二字注
 式无
 ○天皇、據注
 式

尊在此山。遙覽國形。勅祈曰。天神地祇。爲我助福。便用御鏡安置此處。其鏡即化爲石。見在此山中。因名曰鏡山焉。仙覺萬葉鈔卷一三。詞林采葉鈔卷一。

廣幡八幡大神

或書曰。豐前國宇佐郡菱形山廣幡八幡大神。坐郡家東馬城峯頂。後亦人皇四十五代聖武天皇御宇神龜四年。就此山奉造神宮。因名曰廣幡八幡大神宮。諸神記、諸社根元記、廿二社注、式神名帳頭注。

〇豐後

球覃鄉

〇球珠郡、釋紀作直入郡
 〇在郡北三字據釋紀
 〇纏向以下九字據釋紀
 〇於、采葉作炊、釋紀作
 〇飯、釋紀作飲、釋紀作
 〇梟、釋紀作龍
 〇梟泉、釋紀作關泉
 〇訛、據釋紀

豐後國風土記曰。球珠郡。球覃鄉。北在郡此村有泉。纏向日代。宮御宇天皇行幸之時。奉膳之人擬於御飯。令汲泉。即有蛇龍。於茲天皇勅云。必將有梟。莫令汲用。因斯名曰梟泉。因為名。今謂球覃鄉者訛也。云云。仙覺高葉鈔卷二。釋日本記卷六。

海石榴市

豐後國風土記曰。大野郡海石榴市。昔者纏向日代。宮御宇天皇。在球覃行宮。仍欲誅鼠石窟土蜘蛛。而詔群臣伐採海石榴樹。作椎為兵。即簡猛卒授兵。椎以穿山靡草。襲土蜘蛛。而悉誅殺。流血沒踝。其作椎之處。曰海石榴市。釋日本記卷十三

水室

豐後國速見郡。溫泉アマタアリ。其中一所四湯アリ。一、バ珠灘湯ト云。一、バ等時湯ト云。一、バ寶賦湯ト云。其湯ノ釜ノ東西ニ。自然ノ氷アル室アリ。記曰。開一石門望見。如倉可一丈。內縱橫可方十丈。秉燭。瞻奧。遍室氷凝。或如鋪玉。博或似豎銀柱。非因鑿斧斤。取難。時屬三炎。採氷百數。人人自足。如酌衢樽。若非龍宮。凌室安能冬夏不消者乎。ト云ヘリ。添

餅化白鳥

昔豐後ノ國球珠郡。ヒロキ野アル所ニ。大分郡ス云人。ソノ野キタリテ。家ツクリ田ツクリテスミケリ。アリツキテ家トミタノシカリケリ。酒ノミ

アソビケルニ。トリアヘズ弓ヲイケルニ。マトノ
 ナカリケルニヤ。餅ヲク、リテ的ニシテイケル
 ホドニ。ソノ餅白鳥ナリテ。トビサリケリ。ソレヨ
 リ後次第オトロヘテ。マドヒウセニケリ。アトハ
 ムナシキ野ナリタリケルヲ。天平年中速見郡ス
 ミケル訓邇ト云ケル人。サシモヨクニギハヒタ
 リシ所アセニケルヲ。アタラシトヤ思ヒケン。又
 コ、ニワタリテ。田ヲツクリタリケルホドニ。ソ
 ノ苗ミナカレウセケレバ。オドロキヲソレテ。又
 モツクラズ。ステニケリト云ヘル事アリ。餅ハ福
 ノ源ナレハ。福神サリニケル故ニ。オトロヘケル
 ニコソ。塵袋

〇肥前

值嘉嶋

血鹿島肥前國也。彼國有值嘉郷。案風土記曰。更勅
 云。此島雖遠。猶見如近。可謂近島。因曰值嘉嶋。或有
 一百餘。近島。或有八十餘。近嶋。釋日本紀

岐搖岑

肥前國風土記曰。松浦縣之東三十里。有岐搖岑。岐搖
 此曰比。最頂有沼。計可半町。俗傳曰。昔者檜前天皇
 禮布理。之世。遣大伴紗手比古。鎮任那國。于時奉命經過此
 墟。於是篠原村農也。有娘子。名曰乙等。比賣。容貌端

〇布理、萬緯
 作府離
 〇鎮、本書作
 領、今據古本
 及萬緯、
 〇墟、萬緯作
 處
 〇等、據萬緯
 及印本

○孤、據萬緯及印本
○峰、萬緯作岑

正孤爲國色。紗手比古便媁成婚。離別之日。乙等比賣登此峰。舉岐招。因以爲名。鈔卷五

杵島

肥前國風土記曰。杵島郡。縣南二里有一孤山。從坤指良。三峯相連。是名曰杵島。坤者曰比古神。中者曰比賣神。良者曰御子神。一名軍神。動。鄉閭士女提酒。抱琴。每歲春秋。攜手登望。樂飲歌舞。曲盡而歸。歌詞曰。阿羅禮布縷。耆資麼加多塵。噉峨紫彌苦區。縫刀理我泥底伊母我堤塢刀縷。是杵島曲也。仙覺萬葉鈔卷三

與止姬神社

風土記云。人皇卅代。欽明天皇廿五年甲申。冬十一月朔日甲子。肥前國佐嘉郡與止姬神有鎮座。一名

豐姬一名淀姬。神名。報頭注。

○肥後

國號

肥後國風土記曰。肥後國者。本與肥前國合爲一國。昔崇神天皇之世。益城郡朝來名峯有土蜘蛛名曰打狻頸狻二人。率徒衆百八十餘人。陰於峯頂常逆皇命。不肯降服。天皇勅肥君等。祖健緒組遣誅彼賊衆。健緒組奉勅到來。皆悉誅夷。便巡國裏。兼察消息。乃到八代郡白髮山。日晚止宿。其夜虛空有火自然而燎。稍々降下。著燒此山。健緒組見之大懷驚恠。行

〇曰、據印本
〇火下一本在
見直二字

事既畢參上朝廷。陳行狀奏言云云。天皇下詔曰。剪拂賊徒。頗無西眷。海上之勳。誰人比之。又火從空下。燒山亦恠。火下之國。可名火國。又景行天皇誅球磨。贈啖兼巡狩諸國。云云。幸於火國渡海之間。日沒夜暗。不知所著。忽有火光遙視行前。天皇勅棹人曰。行前。火指而往。隨勅往之。果得着崖。即勅曰。火燎之處。此號何界。所燎之火。亦為何火。土人奏言。此是火國。八代郡火邑。但未審火由。于時詔群臣曰。燎之火。非俗火也。火國之由。知所以然。釋日本紀卷十

水島

風土記云。球磨乾七里。海中有嶋。稍可七十里。名曰水島。島出寒水。逐潮高下。云云。仙覺萬葉

爾倍

〇正、本書作
止、今據林本、
〇麻須天皇四
字、據伊澤本、
〇歷、伊澤本
无、

〇縣坤、據萬
緯及印本

〇緬、本書作
組今據印本及
異本、

肥後國風土記曰。玉名郡長渚濱。在西郡。昔者大足彥。天皇誅球磨噲啖。還駕之時。泊御船於濱。云云。又御船左右游魚多之。棹人吉備國朝勝見。以鈎釣之多。有所獲。即獻天皇。勅曰。所獻之魚。此為何魚。朝勝見奏申。未解其名。正似鱒魚耳。須天皇歷御覽曰。俗見多物。即云爾倍佐爾。今所獻魚甚此多有。可謂爾倍魚。今謂爾倍魚。其緣也。釋日本紀卷十六

關宗神宮

筑紫風土記曰。肥後國關宗縣。縣坤二十餘里。有一禿山。曰關宗岳。頂有靈沼。石壁為垣。計可縱五十丈。橫百丈。深或二十丈。或十五丈。清潭百尋。鋪白綠。而為質。彩浪五色。緬黃金。

○華、萬緯作
 ○滿、本書作
 湍今據釋紀
 ○魚、本書作
 真今據伊澤本
 ○爲、據印本
 ○傑、萬緯作
 傳、
 ○與、本書作
 典今據伊澤本
 萬緯、
 ○魏々、據伊
 澤本

以分間。天下靈奇出茲華矣。時時水滿從南溢流入于白川。衆魚醉死。土人號曰苦水。其岳之爲勢也。中天而僂峙。包四縣而開基。觸石興雲。爲五岳之最首。濫觴分水。寔群川之巨源。大德巍々。諒人間之有一奇形杳杳。伊天下之無雙。居在地心。故曰中岳。所謂關宗神宮是也。紀釋卷日本十

〇日向

國號

日向風土記曰。卷向日代宮御宇大足彥天皇之世幸兒湯之郡。遊於丹裳之小野。謂左右曰。此國地形

直向扶桑宜號日向也。紀釋卷日本八

高日村

先師云。案風土記。日向國宮埼郡高日村。昔者自天降神。以御劍柄置於此地。因曰劍柄村。後人改曰高日村也。紀釋卷日本五

智鋪鄉

日向國風土記曰。白杵郡內知鋪鄉。天津彥火瓊瓊尊離天。磐座排天。八重雲稜威之道。別道別而天降於日向之高千穗。二上峯。時天暗冥。晝夜不別。人物失道。物色難別。於茲有土蜘蛛。名曰大鉗小鉗。二人。奏言皇孫尊以尊。御手拔稻千穗爲粃。投散四方。必得開晴。于時如大鉗等所奏。搓千穗稻爲粃。投

○彥下萬葉注
 釋有々字
 ○離以下十七
 字據注釋、
 ○者、異本作
 時、
 ○地、異木无、
 ○失道、本書
 作共通今據萬
 緯、
 ○色、本書作
 也、今據萬緯、
 ○鉗、注釋印

本作餌下准之

散チラシモヒシカバ即天開晴アカリテ日月照光ヒキレリ因曰高千穂二上峯ニ上峯後人改號改號智鋪智鋪八仙八仙覺抄覺抄十卷

竹屋守之女

日向風土記云皇祖皇祖哀能忍哀能忍耆命耆命日向國贈於郡高茅穗茅穗穗生峯穗生峯ニアマクタリマシテ是薩摩國是薩摩國閑馳郡竹屋村ニウツリ玉ヒテ土人竹屋守ガ女ヲメシテ其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケルトキニカノ所ノ竹ヲカタナニ作テ臍緒切玉ヒタリケリ其竹ハ今モ有リト云ヘリ卷六

穗生村

日向國韓穗生村ハ昔昔智智陸武別ト云ケル人韓國ニ渡テ此粟ヲ取テ歸リテ殖タリ此故ニ穗生村

○村、據印本

トハ云風土記云俗語謂粟爲區兒然則韓穗生村云蓋云韓栗林歟ト云ヘリ卷九

吐濃峯 韜馬峯 頭黑

日向國古度郡湯常トニハ兒ニ吐濃峯ト云フ峯アリ神オハス吐乃大明神トゾ申ナル昔神功皇后新羅ヲウチ玉ヒシトキ此神ヲ請シ玉テ御船ニノセ玉テ船ノ舳ヲ令護玉ヒケルニ新羅ヲウチトリテ歸リ玉テ後韜馬峯ト申ス所ニオハシテ弓射玉ケル片土ノ中ヨリ黒キ物ノ頭サシ出ケルヲ弓ノハズニテ堀出シ玉ケレバ男一人女一人ゾ有ケル其ヲ神人トシテ召仕ヒケリ其子孫今ニ殘レリコレヲ頭黒トイフ始テホリ出サル

○常ニハ以下九字注作文今據塵袋爲分注

トキ頭黒クテサシ出タリケル故ニヤ。子孫ハヒ
ロゴリケルガ疫癘ニ死失セテ。二人ニナリタリ
ケリ。其事ヲカノ國記ニ云ヘルハ。日々ニ死盡僅
殘男女兩口トイヘリ。コレハ國守神人ヲカリツ
カヒテ國役ニシタガハシムル故ニ。明神イカリ
ヲナシ玉テアシキ病オコリ死ニケル也。是ヲ思
ヘバ男女ヲモ。口トハ云ベキニコソト覺ルナリ。
吐濃大明神ハ。癰瘡ヲマジナフニ。必ズイヤシ給
フトカヤ。云云。塵袋卷七 塵添

〇大隅

串卜郷

大隅國風土記云。大隅郡串卜郷。昔者造國神勅使

者遣此村令見消息。使者報道有髮梳神云。可謂髮

梳村。因曰久四良郷。髮梳者隼人俗語。今改曰串

必志里

大隅國風土記云。必至里。昔者此村之中在海之洲。

因曰必至里。海中洲者。隼人俗語云。必至。仙覺萬葉

釀酒

同風土記云。大隅國一家水。米ヲ設テ。村ツゲメダ

ラセバ。男女一所集リテ。米カミテ酒船ハキ入テ。

チリトニ歸リヌ。酒香イデクル時。又集リテ。カ

ミテハキ入レシ者。ドモ是飲ムヲ名クチガミノ

〇勅、據古寫
本
〇道、採葉作
道。

〇海中以下十
一字、採葉作
分注、

〇同風土記云
五字、塵添
囊有蘘囊无

酒云フト云云。塵添 塵鈔卷三

蒼小神

大隅國ニハ夏秋至シラミノ子多クシテ。食ヒ殺サル、者アリ。是ヲ風土記云ヘルニハ沙風二字、訓者小神注セリ。塵添 塵鈔卷八

○壹 岐

鯨伏郷

○郷、印本无、
○在郡西三字、本書作分注今據印本注釋及古本、
○鮫、異本作鮎、
○相、印本作齊、
○鯨印本无、今據古本、

壹岐國風土記云。鯨伏郷。在郡西。昔者鮫鰐追鯨。鯨走來隱伏。故云鯨伏。鰐並鯨並化為石。相去一里。俗云鯨爲伊佐。仙覺 萬葉鈔卷二

鹿角枝

○愛、本書作爰、恐誤、故訂
○角端、本書作甬端誤今訂

壹岐島記云。有常世祠。有一朴樹。朴樹 寄樹也生鹿角枝。ソナガサイキ バカリツツバ ハシ フタ マタ長可五寸。角端兩道ナリト云ヘリ。云云。塵鈔卷二

古風土記逸文卷之下 終

古風土記逸文附錄

〇逸文探餘七條

氣比神

廣田神

武庫

攝津

風土記。人皇十四代仲哀天皇。將攻三韓。到筑紫。崩。今氣比。大明神者。此帝也。其后神功者。開化天皇五世。孫息長宿禰女也。於是發軍。伐三韓。時當產月。取石。挿其腰裳。欲不產也。遂入新羅。高麗百濟皆悉。臣服。歸到筑紫。產皇子。是譽田天皇也。皇后到攝津國海濱。北岸廣田。鄉。今號廣田明神。是也。故號其海邊。曰御前濱。曰御前澳。又埋其兵器處。曰武庫。今曰其譽田。天皇者。今八幡大神也。神卷二社考

度會伊勢

風土記云。號度會者。作川名也而已。五十鈴。謂神風百船度會縣佐古久志呂宇治五十鈴河上。皆因以古語名也。百船。乃御船神所獻也。佐古久志呂者。河水流通。天底仁通儀也。神名秘書

造船伊豆

准后親房記曰。應神天皇五年甲午冬十月。課伊豆國造船長十丈。船成。泛海而輕如葉。馳傳云此舟木者日金山。麓與野之楠也。是本朝造大船始也。鎌倉實記第三

氣比神宮 越前

風土記云。氣比神宮者。宇佐同體也。八幡者應神天皇之垂跡。氣比明神。仲哀天皇之鎮座也。神名帳頭註

人丸 石見

石見風土記曰。天武三年八月。人丸任石見守。同九月三日。任左京大夫。正四位上行。次年三月九日。任正三位兼播磨守矣。爾來至持統。文武元明。元正。聖武。孝謙御宇。奉仕七代。朝者哉。於是持統御宇。被配流四國之地。文武御宇。被左遷東海之畔。子息躬都良者。被流隱岐。鳩於配所。死去。由阿詞林采葉抄九

牛窓 備前

神功皇后舟過備前海上。時有大牛出。欲覆舟。住吉明神化老翁。以其角。

投倒之。故名其處曰牛轉。今云牛窓。訛也。神社考第六

諸書に風土記の事を云る條々

諸書にみえたる國々の風土記の逸文どもは。上文に記せるが如くなれど。各國の事とはなくて。なにぞなく云るは。仙覺萬葉抄。玉刻内乃大野の歌の條に。内野トイフハ。大和ノ國宇智ノ郡ノ野也。イマ内野トカケルハ。古ヘハ如此カキケルニヤ。又ユトバダニモダガハサレバトモカクモカケル常事也。於國郡鄉村等用二字。用好字。元明天皇御宇和銅六年。被召諸國風土記時事也。其以前國郡鄉村名。或一字二字。又鄉村等眞名假名ニテ。或三字四字モアリケル也。而令注進風土記之時。任太政官宣下之旨。名定二字。用好字也。片假名本。○板本に也。大和國宇智郡之野也。和銅六年。令注進風土記之時。任太政官宣下之旨。定二字。用好字也。片假名本。○板本に也。八洲國故ヤスミシ、ワガオホキミト詠也。サレバ風土記等ニモ。令記代々御宇事。所此義見也。片假名本。また第二卷十五に。古歌のならひ。五文字の句必しも五字ならず。四字よめる事これ多し。此集にも見え

たり。日本紀風土記等の歌にも多かるべし。又二二に日本紀風土記等の眞名假名の歌ごも萬葉にはかはらざる也。また丁廿古歌の詞ごいひなべての古語ごいひ。日本紀風土記等に見えたるべし。河海抄さきくさの條に。後漢書には朱草。福草など書てよめる歟。延喜式にも福草又材種ごかけり。風土記には紫草ご書て。○寛按にこは出雲坂野の下に紫草とまた塵添壘抄五丁十六に諸國の風土記に山幾あるを云なるべし。また塵添壘抄五丁十六に諸國の風土記に。山幾川幾ご記すに。大道をは一條ご注せり。また丁卅六風土記ご云は。田舎の事を聞て注す故に。彼土俗の詞に順せり。などいさ。かばかり記せるなれご。諸國の地名を二字に定めて。好字を用ふべく制給ひし事。山川條里を記せるさま。風土の俗言にいへるま。を。書る事。大かた推測らる。は。いご貴し。故今此に附て。風土記を考ふるもの。考に備ふるなり。また佐々木家記に云。天文十年辛丑六月二日。今日武佐より言上。地の三四尺或一丈下に。木葉枝の朽たるを堀出す。希有の事なり。こて。數箇處堀出返し見るに皆同じ。其物を獻せり。黒く

朽たる木の葉の塊たるなり。屋形佐々木希代の事なり。こて。國の舊き日記を見給ふに。其記に曰く。景行天皇六十年十月。帝甚有惱事。依之諸天祈病惱。終無其驗。是一覺云有占者。命彼一覺曰。當國東有大木。此木甚。帝有敵。早此木被退治者。帝病惱令平治云々。依之此木伐。每夜伐所。木如本成。終无盡。然而彼覺召而問。伐所。木屑。毎日燒之。果盡云。我者彼。木敵對葛。數年爭威久。其志帝差向云。即時如搔。消失。彼木倒。此木枝葉九里四方盛。木太數百丈。依之帝病惱平治。即彼。木有郡號。栗本郡。栗木實不實云々。其謂ある事此の如し。さらば栗本郡に限らず。野須蒲生。坂田郡にも有へし。こて。堀らせたまふに。何れの郡にもあり。國人之をつくもご名けて。今にても農業の暇にはこれを堀て用ゆ。云々ごあるは。もしくは近江風土記の文によりて。後に書かへしなるべく。また西讚府志に。萩原村の祠官眞鍋大隅が記せる宗像二上二社記。明和丙戌年七十三の中に。粟作る里を粟井村ご號。麻作る里を麻村ご云。大麻村。大畑村。麻村。麻績村。麻野村。綿作る里を綿邑ご云。

六
姫之郷邑を今木之郷村と云。爰に社あり。忌部の神奉從住所を竹田
邑と云。今に忌部の社あり。笠縫居處を笠岡村と云。蓑作りを蓑浦と
云。郡名豊田郡と云を神田郡と云。郷を姫郷と云。是姫神座す所なる
故なり。諸の神寶衣物上納むる國故に。そぬき國と云。風土記に見え
たり。又南海通記の中に。香川と云は。上世諸國の風土記を校定らる
。時。此川を校るに。河水南山に源して。流末海に入る。流水至て清ら
か也。西山に花木ありて。其香來て河水に薰す。故香河とす。其花の下
を根香山とす。と云り。とある其文こそ後のものなれ。其事はいと古
雅なるは。當昔讚岐の風土記の文を古書に寫しおけるなどにより
て。書りと聞えたり。こも古を考ふるのたづきともなりぬべき文な
れば。因に此に書そへつ。

○風土記に就て人々の論へるゝことども

浪華の人尾崎雅嘉が群書一覽に、風土記の事を云て、日本風土記 寫
本五卷續日本紀卷之六に曰、元明天皇の和銅六年五月甲子、畿内七

道の諸國に制して、郡郷の名好字を着、其郡内に生ずる處の銀銅彩
色草木禽獸魚虫等の物、具さに色目を録し、及び土地の沃瘠山川原
野の名號の由と云ころ、又古老相傳ふる舊聞異事、史藉に載せて言上
せしむ云々、本朝書籍目錄に云、風土記の事、扶桑略記に見えたり云
々、今井似閑が萬葉緯に云、今案するに、元正天皇風土記の端をひら
きたまふといへども、紀中に撰進の文を見ず、又或はいふ仁明帝こ
れを撰したまひ、延喜の時全く備はると、此説いふかし、おもふに元
正帝より以後、往々これを撰進するに依て、史藉に載るるか、出雲國
の風土記に至て、卷末に書して云、天平五年二月卅日これを勸造す
と云々、此間これを勸造すといへども、あるひは全からず、或は亡失
する歟、茲に依て延喜の賢主展轉反側して、諸國に探り求めたまふ
官符に、諸國風土記の文あるべしといふときは、則これよりさきに
全く備はりし事あきらかなり、書目に事扶桑略記に見えたり、と書
さるこいへども、載るところの風土記の殘篇も亦失へり、惜哉傳は

らざるこそ、仰て嘆ずべし、今たましく全部するものは、出雲一國のみ、流布の本ありといへども、傳寫の誤をまぬかれず、今書寫するところの本は、傳へ聞出雲の國造の文庫にあるところこそ、因て全きを以て篇首とす、伊勢豊後これに次、餘は諸書に引證するところの遺文をあつめて、好古の者の爲に篇をなすのみ云々、本居宣長風土記はいさたふさきものなるに、今はたゞ出雲一國のみ全くては残りて、外はみなたえぬるは、かへすくもくちをし、さるは徳仁よりこなた、うちつゞきたる都のみだれに、ふるき書ども、みなやけうせあるひはちりぼひうせぬるなるべし、そも今の世のごと、國々にも學問するともがら多く、書もえうじもたるもの多からましかば、むけにたえはつる事はあらじを、そのかみはいまだるなかには學問するともがらも、いさくまれにして、京ならでは、をさく書ども、なかりしが故なめり、されどから國のふるきふみはしも、これかれざるなかにも残れるがあるは、むねごからを好む世のならひな

るが故なり、かくて風土記も、今の世にもかれこれとあるは、はじめのならの御代にはあらず、や、後のものにて、そのさまふるきこはいたくかはりて、大かたおかしからぬものなり、その中に豊後國のはならのなれど、たゞいさか残りて、全からず、そもかくはじめのよきはたえて、後のわろきが残れるは、いかなる故にか、おもふに、これはた世の人のこゝろ、おしなへてからざるにのみなれるから、ふるくてからめかぬをば好まず、後のいさかもからざるに近きをよろこべる故なるべし、云々、同人のいふ、諸國風土記なども、みな傳はらざるに、釋日本紀、仙覺が萬葉の抄に引出たる所々のみぞ世にのこれる、これここに古學の用なり云々、壺井義知が昔傳拾葉に曰、我日本の國々の由來を知れる人も、世に稀なり、これいかにこなれば、彼風土記といふ書、本朝の縁起なり、されば此記十六卷ありて、六十六箇國に配當あり、よかるに元弘、建武より已來、騷亂たびく、怠る間なし、就中後土御門院應仁文明の大亂は、洛陽

に於てはげみあひ、東夷西戎こみ入て、其勢殆卅萬騎に及べり云々、
されば此亂世に我國の重寶記録等、大半滅盡したり、此に因て風土
記も失て侍りしを、終に見え來らず云々、雅嘉按ずるに、朝野群載卷
二十一、諸國召風土記官符を載て云、云々、○寛云、この文上に擧され
ば此後諸國より勘進せし風土記の殘篇の今に存するもあるべく、
又好事のもの、偽作して殘缺めかせしもあるべく、あるひは今井
氏の説の如く、古書ごもに引用ひたる、風土記の説ごもを拾ひあつ
め、それに少しこをくはへて、殘篇ごしたるも有へければ、ごにも
かくにも、風土記の殘篇を見るは、具眼の人ならては、眞偽わかちが
たかるべき事なりかし、今此次に、國々を以て次第して、世にちりば
へる殘篇ごもをあぐるものなり、○寛云、本書に此次に日本總國風
土記凡四十七卷と、其奥書を載せ
たれど、この書の偽物なる事は、已にもいへる、云々、出雲風土記二卷
如くに、此に要な物ければ、はぶきてとらす、卷末に書して云、天平五年二月卅日、勘造之云々、按ずるに、此兩卷の
み、風土記の中の全く殘れるものなるべし、天平五年は、元明天皇の

諸國風土記を撰せられし、和銅六年よりは二十一年後にして、醍醐
天皇の官符を以て、諸國の風土記を召れし、延長三年よりは百九十
二年前なり、されば和銅より延長まで、二百年ばかりの間に、早く亡
失するもの多かりしにや、風土記豊後國球珠郡大野郡海部郡 一卷、奥
郡大分郡速見郡國崎郡 一卷、奥
書云、寫本云、永仁五年二月十四日書寫畢、同十九日一校了、文祿四乙
未年臘月三日、書寫校合了、梵舜、按するに、此豊後風土記、異本有て、前
後相違、黒川道祐の雍州府志の凡例に云、本朝古有六十六州之風土
記、今纔有出雲、豊後之殘簡存、云々、肥前風土記一卷、此肥前風土記は、
近ごろ長崎人大冢惟年の手より出たるよしにて、寛政十二年荒木
田久老校正し、訓點を加へて上木す、上層に異本誤字等の考を附す、
以こありて、常陸風土記の事をいはざるは、この群書一覽をかける
享和元年のほごには、いまだ世に廣く傳はらざりしなるべし、この
常陸風土記は、加賀の前田家に所藏れしを、我舊水戸藩にて借り入
れて、延寶中に寫しけるが世に傳はりしなり、故に寫本よは延寶五

丁巳仲春、以加賀本謄録、記せり、塙保己一が群書類從に收めたるも、西野宣明が上木したるも、みなこの本を轉寫して、文字の異同を正したるものなり、またこの頃、世にあらはれたる播磨風土記は、もご谷森種案の藏本によりて、亡友豊田靖が、西遊の日傳寫したるを、文久二年壬戌十一月廿八日に、寛自ら影寫し、又更に一本を寫し、之に標注を加へて、東京の諸學士に示したるより、やゝに廣りしきもきけるに、今は式田年治の標注風土記の板本も世に出たるはいさうれしき事なり、谷森本の奥書に、播磨國風土記は、既く亡せて、今の世には傳はらず、さきつごし三條西殿の文庫に、古くより秘藏たまへる、御書ごもの目錄の中に、たま〜此書の名を見出で、この六年のほど、懇切にねぎまをしつるを、やう〜ごごし三月廿三日、ごさらし召れて、御手づから借したまはりて、寫しごごむべきよし仰あり、いさうれしくよるごばしくて、すなはち本のまゝに寫しをへぬ、嘉永五年三月廿九日、平種案ごみえ、式田本の末には、右播磨風

土記、以或家古卷令寫之、當時出雲、豊後之外、諸國風土記逸於後人、擬有、最可謂奇珍、寛政八年六月廿六日、同日令一校、而所々有不正二位藤原紀光、ごあれば、谷森本ごは異本ご見えたり、

○前後風土記概論

件 信 友稿

今世に逸り傳はれる、古の諸國の風土記、凡二品あり、其を考るに、其かみ詔ありて、各國より勸進カクジンれる事の、三度ありけるが故なるべし、今試に其差別の大概を論はむごす、故まづ其前なるご、後なるごがあるを、私に前なるを前風土記ご稱ひ、後なるを後風土記ご稱ひ別てもものする也、抑今所謂前風土記の中に、今全く逸り傳はれるは、出雲、肥前、豊後の三國ご常陸のが、大かた在るのみ也、その中に、出、肥、豊にして、世に弘ひろまれ、常陸のは、近ちかかる世に出、或人のひめ、持あたらしきかも、これらを除て、あだし國々の全きものは、未見ず、たゞ仙覺が萬葉抄、下部兼方の釋日本記、その外の古き書ごもに、聊かばかりづゝ引たるのみぞ、かつ〜世には逸りける、其文ごもを見る

に、いかにぞやとおもはるゝ説の無にはあらねど、なべては正しき傳説にして、はた當時の事實を記して、古を證すたづきにいごめてたき記なる事は、既く古學の大人たちのいはれたれば、今さら稱へいふまでもあらず、然るにさきに、今井似閑といふ人、かの記の文を古書ごもより拔出し書萃めて、萬葉緯といふ書の中に収れたりけるを、おのれ又そを其本書の異本ごもにさへ校合せて、正しごおもはるゝかぎりは正しもし、又似閑のいまだえざりし古書ごもに載たるを見出たるかぎりは書そへ、はたかの常陸のもひごつに収め、すべて一帙ごし、又出雲、肥前、豊後の風土記ごも、今はすりふみもあれど、なほ寫本の異本ごもをあまた校へあるして、これらを都て前風土記逸文ご題け、まづ其本書をなごごのへける、さてその前風土記めされたりし趣を按に、續日本紀に、和銅六年五月甲子、畿内七道云々、土地沃墾、山川原野名號、所由、又古老相傳、舊聞遺事、載史籍言上、云々ごあり、此詔を奉行て、進オキテれる籍、則前の風土記なるべし、さて

其が中なる出雲風土記は、天平五年二月卅日勘進ごありて、かの和銅六年より、廿年ばかりを歴て、撰びの業卒て上れるもの也、又肥前、豊後、常陸のも、大概出雲のご同じ體裁なれば、これらも同じ頃ほひに出來たるものごぞおもはるゝ、その事を記せるやう、また文章の勝り劣りありて等しからず、されば異時に出來たらんかごもいふべけれど、そは其國々の本の傳書のごまにもよるべく、又其記撰定る人のさかしきご劣れるごにも由べきごごわり也、おもひしたゝめて、今わがあつめたるかぎりの逸文を見るに、書の體裁、大むねみな同じさまに見ゆれば、これらも同じく、天平なごの頃ほひに出來たるものごごそおもはるれ、但そが中には、本記の文を潤カサ飾カサはた假字に譯して書たるもありて、舊の眞の文章のあらぬもあれど、それも事實のさまをもて、大かたは考べき也、又今集めたる逸文の中にも、後風土記のにもやごおもはるゝもあれど、其文わづかばかりなれば、その差別詳に定がたければ、あばらくひごつにあつめたり、

校者云す下
恐有闕文

いごまあらむ時、なほゑらびもすべし、今所謂後風土記は日本總國
風土記と題して、第若干の卷を分ち某國と擧げたり、中には日本
又某國風土記と題せるもあり、進れるを後集めて、日本總國風土記と題
もとの見ゆ、物原は國々より進れるを後集めて、日本總國風土記と題
なるべし、其は前風土記とは、書の體裁も別にして、文章のさまも後
めきて、やゝ劣り、又いかにぞやとおもはるゝ事少からず、めでたき
書なるを、たゞ駿河のみは、大方全く、其を除きては、みな全からず、
いごあたらしき事なりかし、さてこれも既に文和の頃より、
今ま、四百六十餘、已往に、たえくになりて、いさゝかその闕逸た
るすら、虫ばみて全からざるよしは、中原師行の跋に見えたり、此後
記の跋に、文和元年に、中原師行、嘉慶二年、左中将藤原清職の跋を
得たり、しよ、比校せし、よ、弘治に、權大宮司富成と云、外記、中原
遭て、殘れる冊を、得たるも、弘治に、權大宮司富成と云、外記、中原
殘冊と得たり、冊を、得たるも、弘治に、權大宮司富成と云、外記、中原
台命に、よ、訂し、給へる由、與書あり、又寛文に、中院大納言源通村卿の
書と見えて、あり、なほ、本こかくして、今おのれが寫集めたるは、二十七
國ばかりの逸文ぞある、かくて其をよみて考るに、大同の時までの

事跡は、そここゝに記して、夫より後のことは、をさし、見え、故な
ほつらく、考るに、此後風土記の原本は、日本後紀延暦十五年の下
に、八月己卯、是日勅、諸國地圖、事跡、踈畧、加以年序、已久、
令作之云々、なるべし、勅旨は、前風土記の踈畧なるが、上に、云々、と
十年、餘り、八月、當れ、り、天下、諸國、造、郡、圖、進、云々、と見、え、た、る、日、本、紀、聖、武、天
皇、天、平、十、年、八、月、令、天、下、諸、國、造、郡、圖、進、云々、と見、え、た、る、日、本、紀、聖、武、天
の、事、な、る、し、傳、も、て、し、其、圖、も、今、は、傳、は、出、來、た、る、も、の、製、な、る、べ、し、龜、畧、圖、は、
お、の、れ、寫、し、傳、も、て、し、其、圖、も、今、は、傳、は、出、來、た、る、も、の、製、な、る、べ、し、龜、畧、圖、は、
なり、の、ご、ある、勅、を、奉、行、て、其、撰、の、業、は、じ、め、漸、に、業、卒、て、弘、仁、の、頃、に
及び、て、進、り、畢、へ、た、る、も、の、なる、べ、し、そ、は、上、に、考、云、へ、る、ご、こ、く、大、同
の、頃、の、事、跡、ま、で、を、記、し、て、其、後、の、こ、こ、を、載、せ、さ、る、も、て、お、も、ひ、合
す、べ、き、也、然、ら、ば、か、の、延、暦、十、五、年、より、延、暦、廿、四、年、は、大、同、四、年、に、大、弘
仁、と、改、元、め、記、せ、る、其、間、大、同、十、年、餘、り、廿、年、は、か、り、の、間、に、撰、の、業、卒
たる、も、の、ご、す、べ、し、上、に、考、へ、る、今、弘、仁、の、比、進、れ、る、な、ら、ひ、と、考、ら、る、と
廿、年、許、の、間、を、歴、て、進、れ、る、也、今、弘、仁、の、比、進、れ、る、な、ら、ひ、と、考、ら、る、と
符、ひ、たり、お、も、ひ、合、す、べ、し、か、り、の、事、業、を、撰、び、果、さ、し、は、容、易、か、ら、ぬ
事、に、さ、な、れ、ば、さ、は、後、風、土、記、に、加、賀、國、の、が、あ、り、て、其、は、三、代、格、に、弘、仁

四年に、難波前國江沼越前國二郡爲賀國弘仁十年、國造本紀には、加賀國とあり、弘仁十年、弘仁に再賀國を置れ、頃卒といふ、難波朝の御代、書なげり、但し、考し、當ら、其證をいは、後風土記の、伊勢國桑名郡の文を、初巻に、始たり、國號注したる、伊勢風土記抄、跋に、桑名郡、此下雖有、二箇所、諸本皆、鼠破、難證、之、漸、右、件、分、校、合、百、家、本、注、之、上、焉、官、本、亦、如、此、耳、云、々、謹、言、と、あり、此、抄、撰、者、は、知、れ、ざ、り、三、百、年、の、現、に、廢、れ、な、た、る、比、書、た、る、も、の、と、見、ゆ、此、書、一、冊、殘、り、と、い、へ、る、古、書、に、其、本、文、を、數、多、の、異、本、は、凡、か、り、二、本、も、て、校、へ、合、せ、記、した、る、中、に、貞、觀、本、と、い、ふ、を、引、た、り、四、十、年、餘、の、後、に、弘、仁、又、新、國、史、所、引、云、々、と、て、字、の、異、な、る、を、校、合、せ、た、り、此、新、國、史、今、世、に、傳、は、ら、ね、と、仁、和、寺、書、籍、目、六、に、新、國、史、十、本、四、十、卷、或、號、續、三、代、實、錄、朝、繩、撰、或、清、慎、公、撰、自、仁、和、至、延、長、と、あ、れ、ば、こ、れ、も、古、き、こ、こ、な、り、又、朝、野、群、載、に、延、長、三、年、十、二、月、十、四、日、大、政、官、符、五、畿、七、道、諸、國、司、應、早、速、勅、進、風、土、記、事、右、如、聞、諸、國、可、有、風、土、記、文、今、被、大、臣、宣、備、宜、仰、國、宰、令、勅、進、之、

若無國底探求郡内尋問古老早速言上者諸國承知依宣不得遲回符到奉行とあり、此符の旨は、諸國素より風土記の文有へし、專と延暦と撰たるべし、今其を記して進るべし、もしそれ無底ば其郡内を探求め、又古老に尋問て、更に撰記して進るべし、この事と通えたり、弘仁より百十餘、今逸り在る總國風土記は、多くは此度の宣を奉行て、進るものなるべし、上に、新國史に引たる風土記の文は、此延仁、和、至、延、長、と、あ、り、て、此、度、の、事、中、に、山、城、伊、賀、伊、勢、武、藏、等、は、同、じ、體、載、に、記、し、て、文、は、全、く、別、な、る、一、本、の、あ、る、は、其、國、々、に、し、て、は、原、本、を、失、ひ、て、延、長、に、更、に、撰、び、て、進、り、官、庫、な、ご、に、は、原、の、風、土、記、の、闕、逸、て、あ、り、し、が、そ、れ、今、の、世、に、も、傳、は、れ、る、な、る、べ、し、其、差、別、は、今、詳、に、見、し、よ、辨、へ、知、ら、る、べ、し、又、か、の、抄、の、本、書、の、後、の、伊、勢、風、土、記、の、卷、初、なる、國、號、の、所、由、の、文、は、釋、日、本、紀、萬、葉、抄、に、引、た、る、と、全、く、同、文、な、り、そ、は、原、風、土、記、よ、り、こ、れ、る、か、又、舊、よ、り、さ、る、古、文、の、國、籍、の、在、し、を、こ、れ、る、に、も、あ、る、べ、し、後、伊、勢、風、土、記、さ、る、度、會、郡、の、號、の、所、由、を、記、せ、る、

號の古文と原は國籍なるべし、又釋日本紀萬葉抄などの古書に、後風
 土記を引たる下に論ふべし、おもて今かくまで論ひ試みつれど、す
 べて後風土記の文の前のとは劣く見ゆるをおもへば、必然ならむ
 とも定め兼つれど、當初は朝廷の官人たちなごこそあれ、大かたの
 人は、新に文かくすへは拙なかりけん、ごおもひ合さるゝ事のあれ
 ば、式りたる文は、その書さざりてみゆ、又然ならじごもおもはれず
 かし、そはいかにまれ、今所謂後風土記も、公さまの古書にして、伊勢
 記抄の抄本に、上に云ふ外にも、白河院御本、また保元改正の官庫本
 所謂今奉勅所用といふが、あるにつけても、公書なる事は決し、さて
 此改正といへるは、新に撰給へるよ本なるべし、今世にいさゝか
 混れか、けたるは、正さ給へる本なるべし、今世にいさゝか
 残れる、元亨の民部省圖帳より、はるかにふるきもの也、先にも撰
 れたる圖帳はありしなり、百練抄嘉祿二年の條にも、其目見たり、
 嘉祿は元亨より九十年餘以前なり、元亨のは、其時代撰はせ給へる
 見ても、明らかなり、文をさて此後風土記を、各國にも下し置れて、小帳
 いふ書に收られたり、ご見ゆ、そは後加賀國風土記、石川郡の巻の跋
 に、右之風土記者、加賀國之小帳也、尤爲官人爲其用、以官本令校合畢

ごあり、小帳といへるは、古諸國にありし公文の中の、大帳などいふ
 もの、たぐひなるべし、さて此後風土記、さばかり古きものならむ
 には、かの釋日本紀、萬葉抄などの古書に引たるべきに、さあらぬは、
 往昔公さまにのみ在りて、世に弘らざりしにや、上に論へること
 く、既に文和の頃すら絶々にて、いご希しみひめ寫したる趣の、巻々
 の跋にあるをもおもふべし、されど今闕逸れる文の、たまく、古書
 に引たるを見あたらぬにもあるべく、又書の體裁こそ、大かたは同
 じけれ、中には文章の古きさまなるもありて、そをいさゝか引たる
 などは、前なる後なる差別も考がたければ、古書ごもに引たるが中
 にも、後のなるも必なしごはいひがたし、先年駿河國葵原郡上長尾
 村に、古神社の廢れたる由、云傳ふる跡處より、古き鏡を掘出せるに、
 其銘に飯津澤神社云々、日本風土記、出所如斯ごありしごぞ、此銘文
 の寫ご、今存る後風土記の文ご合せ見るに、全く同じ、この鏡鑄たる
 時代は、知れざれども、これも古の一證ごすべきなり、おのれ年來こ

の逸文ごもをこり集め、又異本ごもあまた校合なごして、つらくよみ見るに、上にも云へるごこく、書の體裁も前のごは劣りて、雅たらず、あやまれる傳説又志ひたりげなるさへもありはあれごも、前の風土記ごも、これかにかれあり、覺なべての上をいはゞ、外の古書ごもに見へざる古傳説もあまたありて、正しき傳ならむごもおもはるゝ事の少なからず、假字用格のたがへる處のたま書誤れるもあるべし、そは同じ本の寫本には、正しき例つね一本には、正しきもあるべし、撰びたる古書ならずと疑ふは陋し、こは假字の正しからぬをまた國の境界地名、或は野、山海川、神社寺院墳陵なごの有さま、その古事跡、又田租の制なご、そのほかにもくさく、古の證ごなるごこいご多く記して、大にも小にも、古學するごもがらの取はやすべきめづらしき書也けり、然るを世の物あり人たち、さる書ごもおもひあらで、いと後の世にこしらへたる、みだり書なりごさへいひて、ごりも見ぬ事ごすなるも多かるごか、故おのれ信友そを慨みて、いかでその書

の正しき由をあらはし、訛れるをば明らめて、其事注さまほしく、既に其下書の業はじめつれご、然物せんには、普く古書ごもを細に考わたし、又其國々にして、くまなくたづね明めざれば、なし畢へがたきわざにて、いごくいごまいりて、たやすからぬわざなれば、そは志ばらく書さしつ、そもく、此記ごもの、闕逸をあまねくもごめ集め、又多くの異本ごもをも、よみあはせ校て、互に異なる文をば、いささかもさかしらせず、書加へ置つるを、異本ごものあまりに多ければ、かにはわからず、又例により義にとりて、決今一帙に集めて、私に後風土記逸文ご題し、二帙を一部ごして、總名を前後風土記逸文ごやいはまし、いかで世に同じ志ある人だち、繼々に考へ正し、これに集めもらせるがあらば、此一部にこり加へて、又其國々の人々は、いよよ益々おもひ起して、ごき證し注しなご、いごよき功なめり、又志かせんご、互に寫しごらんには、書誤りもあつべく、またいたづかはしき業なれば、もしすり書に物せん人あらば、それいちはやきめでた

き功ならんかし、いかで然るまめ人の世にあらなむ、
文化十二年

○前後風土記概論の辨

柳洲 中山信名平四著

諸國の風土記といふものは、いにしへ公のみこのりをうけて、國
國より奉りしふみ也、さるを中頃大かたは亡びて、世に傳はるもの
すくなし、たま／＼四ヶ國あり、所謂常陸、出雲、豊後、肥前これ也、
加へて、尾張、風土記、殘篇も、總國風土記より、はすくなく、なれど、
もく、古代のものが、このうちも三ヶ國は、省畧の本にて、出雲のみ全
傳はれり、常陸風土記は、近き頃まで、人も知らず、あり、又秘府
か下見林の傳へし、おのれがうつし得て、人にも傳へず、
し、すべて風土記めされしこと、ふたゝびあり、そのはじめのたびは、
和銅六年なり、續日本紀、つぎのたびは、延長三年也、
群載等りのさしてこの残れる風土記のうちにも、撰述の前後ありこ

覺ゆるなかに、常陸のは文のさまも古雅にて、郷のこをなへて里
ご記したれば、正しく和銅にたてまつりたるものと思はる、也、
郡を孝徳帝の御代に、國郡を定め置かる、
なたり、さなれば、この民の家、
定めあり、里を改め、郷の字を用ひ、
しど、か、い、ふ、證、と、和、銅、に、た、て、ま、つ、り、
へたれば、和銅に撰はれしを、改定せしもの、
年二十、一、豊後、肥前のは、たしかなる證も、
たるによれば、これも和銅のを改定せしもの、
大かた古雅にて、後世のものは見えず、
のにも、やご思はるゝなり、この四ヶ國を除きて外は、
りしこと、は、きこえざりしに、近き世に、
記といふ、みだり文を作りいで、世人を、
ご、は、やう、さ、ごり、得、て、う、け、ぬ、人、も、多、か、る、を、
このほごなにがしこか

やいふ人の、前後風土記概論といふ、ふみをつくりたるを見るに、總國風土記をも、いごふるきもの、よしに記したれば、いよ、世人をあやまたむここの、いごおしさに、この論をば云出たる也、さてこの概論に、四ヶ國の風土記を前風土記といひ、總國風土記をも弘仁の比になりたるものとして、これを後の風土記と名づけたり、さてなむ前後風土記概論といふ、名をも設けたるなり、おのれ信名を以ていは、四ヶ國の風土記をば、たゞ風土記殘篇といひ、總國風土記をば、偽風土記といはまし、そのことわりは、つぎの論を見て知るべし、概論に出雲風土記は、天平五年勅造とありて、かの和銅六年より、廿年ばかりをへて、撰びの業卒て上れるものなり、又肥前豐後、常陸のもの、大概出雲と同じ體裁なれば、これらも同じく、天平なごの頃ほひに、出來たるものこそおもはるれ、肥とあるせり、されど前にも云しごとく、常陸のは和銅になりたる證分明なれば、天平の頃といへるは、考なきに似たり、又出雲のは、詔をうけてより、廿年ば

かりをへて、成たるといふも心得ぬことなり、凡風土記といふものは、古事は古老の傳説により、里數をば點檢して、有のまゝを記せるものにて、古今の書籍なご校へ合せて、撰べるものならねば、詔に依て國の司の國內の事をかきたらむに、さばかり年を経べきことわりなし、常陸風土記の、日あらず成たるにても、ささるべきなり、こまれかくまれ、三ヶ國出豊肥のは、和銅に奉りたるを改定せしものにて、常陸のは舊本のまゝ、傳りたるなるべし、概論に、後風土記の原本は、日本後記、延暦十五年の下に、八月己卯、是日勅、諸國地圖、事跡、踈畧、加以年序已久、口字闕逸、宜更令作之、とある勅をうけて、其撰の業はじめ、漸に業卒へて、弘仁の頃に至りて進り畢たるものなるべし、上と記せり、されどもこの勅は、風土記の事にはあらず、圖帳の事なり、の圖帳は、續日本紀の天平十年に、令天下諸國造國郡圖、進とあるを、はじめ、にて、續日本紀の延暦にいたり、ふた、たび、の諸國事跡を委し、くし、さるを、は部省に藏め、置き、しゆへに、民この勅に、地圖事跡、踈畧とあるは、地圖部省の圖帳とはいへるなり、この勅に、地圖事跡、踈畧とあるは、地圖の間々に記してある、事跡の踈なりといふ心なり、概論には、地圖かど

ちて、事蹟も強て風土記のこゝは、思へり、いと心得ぬ。然るに、官符に、風土記といふ名を出されたるに、又、めらば、その官符に、風土記といふ名を出されたるに、又、部と卿の帳といふは、名なれば、道橋以下、後、弘、地、其、形、界、と、り、る、部、卿、の、帳、の、こ、ろ、の、義、解、に、道、橋、以、下、後、弘、地、其、形、界、と、り、も、と、か、い、た、る、は、か、の、本、文、の、延、暦、の、勅、は、同、の、頃、に、い、ま、り、た、る、を、この説もよりの、この圖帳といふもの、世に傳はらねば、その體裁詳ならず、今世に、元亨二年の圖帳と云ふのは、後世の、賈、あ、ば、ら、く、信、名、が、僻、案、も、て、風、土、記、と、圖、帳、の、分、別、を、い、は、ゞ、風、土、記、は、土、地、の、沃、墾、山、川、原、野、の、名、號、の、所、由、古、老、相、傳、の、舊、聞、異、事、を、專、こ、し、て、租、稅、貢、賦、の、こ、こ、は、委、し、く、記、せ、る、も、の、に、あ、ら、ず、和、銅、六、年、の、詔、文、と、四、ヶ、國、の、風、土、記、を、見、て、知、る、へ、し、ま、た、圖、帳、は、國、郡、の、圖、あ、り、て、其、間、に、郡、郷、の、勝、示、并、に、租、稅、貢、賦、の、こ、こ、な、ど、つ、ば、ら、に、の、せ、た、る、も、の、と、見、へ、た、り、租、稅、の、要、務、は、民、延、暦、の、勅、に、地、圖、事、蹟、云、々、と、あ、る、と、職、原、抄、民、部、省、の、條、に、又、有、圖、帳、國、郡、勝、示、載、以、明、白、謂、之、民、部、省、圖、帳、と、あ、る、な、ど、

を考へ合せて、さころべきなり、職原抄古本の首書に、圖帳とは諸國、帳に、和名抄の郡郷の條は、この圖帳論に、後風土記の、伊勢國桑名郡の文を注したる、伊勢風土記抄といへる古書に、其本文を數多の異本もて、校へ合せ記したる中に、貞觀本といふを引たり、又新國史所引して、字の異なるを校へ合せたり、此新國史は、世に傳はらねど、仁和寺書籍目錄に、新國史或號續三代實錄、朝綱撰、或清慎公撰、自仁和至延長とあれば、これも古きことなり、上記して、總國風土記の古きといふ證とせり、然れども、この説古今の事實を考へざるに似たり、凡國史は外記日記、同別記、外記長案、これらの文もて撰せらるるものにて、風土記なごやうの、雜言をこらるゝものにあらず、日本史の、後より、上古の事を記せらるゝものなれば、此例にあらず、そのうへ、貞觀以前に成たるものを、何の用ありて、仁和より後の事實に引かるべきや、貞觀本といふ、異本を引たり、たごへば引たるにもせよ、國史の法なれば、文體をも改め、出處をも記さざるべし、さるからに

は、風土記の本書と校合すべきことは成難きなり、ごまれかくまれ、延喜天曆の間に近き世の國史撰ばれたらむに、風土記など引る、事はあるまじきこと也、古事どもの中に、新國史の文のこれは伊勢風土記抄を杜撰せしもの、國史の體裁をもわきまへず、世に絶たるものを、まことしやかに引いで、古きものゝさまにかまへつくりたるものなり、概論に、本朝文書目録を、仁和本朝の書籍目録と記せしは、將軍家の命をうけて、外史中原氏より、記したてまつりしものなり、さればその世に傳はらざるものをも、みもしたてまつりしものなれば、傳へうつしたるまゝ、その目録仁和寺宮文庫にありしを、世**概論**に、かの伊勢風土記抄の、卷初なる國號の所由の文は、釋日本紀萬葉抄に引たるご全く同文なる、そはもご前風土記よりされるか、又もごよりさる古文の、國籍の在しをされるにもあるべし、後風土記なる度會郡の號の所由を記せる文も、いと古き文と思はるゝは、これもかの國號の古文と、原は同籍なるべく、猶このほかの國々のにも、志かおもはるゝがあり、心をつけて見るべし、上ご記せり、いかにもこの

國號の所由と、度會郡の所由を記せしさま、後世の作にはあらず、されどもこれは、かの伊勢風土記抄の、古きご云證にはなりがたかるべし、それをいかにごいふに、まづ總國風土記のうち、伊勢國桑名郡のはじめに、國號の所由を載たる本と、載ざる本と二様あり、その載ざるかたは、全く偽作のまゝの本なり、またのせたるかたは、釋日本紀萬葉抄などより抄出して、ごご人の書加へたるもの也、又度會郡の所由も載たる本と、のせざる本と二様あり、これも神宮の古書の内なごに、おのづから傳はりてありしを、後に書加へたるものなり、神名秘書の内に、度會郡の所由を記せしさまの、全く同じきにて、神宮の古書の内に、残りてありといふは、思ひ合すべきことなり、そのうへ、度會郡と桑名郡とは、文勢も體裁も大きにごなるにて、同書にあらぬごごは、推はかりあるべきなり、**概論**に、さて此後風土記を、各國にも下し置れて、小帳といふ書に收られたりご見ゆ、そは後加賀風土記石川郡の卷の跋に、右之風土記は、加賀國之小帳也、尤爲官人爲其用、以官本令校合畢ごあり、嘉慶二年、左中將、藤原元隆とあり、小帳といへる

は、古諸國にありし、公文の中の大帳などいふもの、たぐひなるへし、^{以上}記せり、さてかく記る意を考ふるに、初延長に諸國の風土記めされし時、壹通をば官庫に留め、壹通をば國に下されしといふ説なり、信名ひそかに思ふに、この石川郡の風土記の中に、まゝ、蟲食といふ處あり、そのさま總國風土記の内なる他の國々の記と全く同じ、抑當時より官庫と國とに分ち置たる本を、正しく合せ見たらむには、たゞへ蟲害はありとも、互に補ひなば、おのづから全くなりぬべきことなり、それにこそ國々のと全く同じさまに、蟲食の文字を置たるは、ともに偽作の明證なり、また小帳と云は、延喜式、政事要畧その外世々の文書に見當らず、これは大帳といふもの、體載をも得あらで、その名目にむかへて、小帳といふ名をかまへなしたる也、凡大帳は古きことなど、あるし置物にはあらず、年々に改めあるして、公にたてまつるものにて、今いふ人別帳などやうのもの也、さてかの奥書に、加賀國小帳也、尤爲官人爲其用云々とあるは、時代にか

なはざる書さま也、嘉慶の頃は天下悉く足利殿の掌握にあれば、國司などもみな揚名にて、なにも武家より沙汰せし頃にて、公家さまの人は、貢賦などのことにもあづからざりしなり、鎌倉殿のころの國司は、全くの揚名にはあらず、たまさかには、揚名なるもあり、さればかゝる租税のことなど、かきたらむものを、爲官人爲其用とかくべきいはれなし、これは全く公家政務の時の心にて、時代をも考へず、にかきなせるもの也、またみづからの黨を稱するに、爲官人とかきたるも、いかにぞや、これはこそ人より、よへることば也、なほこのほかの卷々の奥書にも、いふべきこと多けれど、概論に載せざれば、こゝにはもらせるなり、**概論**に此後風土記、さばかり古きものならむには、かの釋日本紀、萬葉抄などの、古書に引たるべきに、さあらぬは、往昔は公さまにのみありて、世に弘ごらざりしにや、既に文和のころすら絶々にて、いご希し、みひめ寫したる趣の卷々の跋にあるをも思ふべし、^{以上}記せれど、この風土記偽書たるうへは、奥

書を據ごすべきことわりもあらざれど、若ばらく眞のものご見ていはゞ、ひと通りは理あるに似たり、たは奥書（偽作のものに、古き年號をのせて、人を欺くならひなり、文然れども文和の比より、世の中にも出たらば、それより後の文ごもには、この風土記引出たるものあるべきに、すべてさるものはきこえず、近き世になりては、さばかり博覽の羅山子、向陽子なども、さる風土記のあることをいはれたることはあらず、さればこの説も立かたかるべし、（羅山子も外國なごへ贈帳など、全く傳りたる由を記されたるなり、眞概論に、先年駿河國蔡原郡上長尾村に、古神社の廢絶たる由、云傳ふる跡處より、古き鏡を掘出せるに、其銘に飯津澤神社云々、日本風土記出所如斯ごありしごぞ、此銘文の寫ご、今存る後の風土記の文ご、合せみるに全く同じ、この鏡鑄たる時代は知ざれども、これも古の一證ごすべきなり、上記記せり、この鏡まごこの古物たらむには、證ごすべけれど、をのれが思ふ所は、恐らくは古物にはあらざるべし、その故はこの社もご

より飯津澤神社ならば、なにしに風土記なご引ていふごこのあらむ、たゞその神社の號を題して、鑄たる年月なごをこそかくべきごごなれ、それを風土記を引て、かきたるは、正しく近きころ、總國風土記を見たるもの、人あざむかむごて、いつはり造れるものなり、むかしより顯れてのこれる古碑なごこそ、うたがふべくもなきごご也、土中よりいでたりごいふものには、大かた眞なるはなきものなり、石卷の田道が墓誌、中嶋の貞觀碑なごにても、思ひ合すべきなり、また明和のころ、下野國都賀郡貴公澤より、堀出せりごいふ鏡の裏に、不二行者授翁ごいふもの、一字三禮の佛經を納め、寶祚の長久、父祖の冥福、現父藤二品宣房の福壽をいのるよしを記して、興國四年壬午三月ごゑりたり、この行者宣房卿の子たるうへは、藤房卿に疑なき由、人もてはやし、その鏡今は洛北の妙心寺に藏られしごいふその銘をよく校へ見るに、是もまた後世の贋作なり、かの興國は南朝の號にて、延元五年庚辰の改元なり、されば四年は癸未の年なり、

然るに壬午さかきたるは、世に流布せる和漢合運の誤をうけたるものにて、後人の手になりたること、うたがふべくもなし、興國改元元弘日記、結城文書年代記、幾篇また、栗山潜録が改元議を見て述べるべし、又寛政の頃、常陸國茨城郡川和田村古は那珂郡の内なり、の調伏塚といふ古塚より堀出たる神像に、朝勝といふ二字をゑりたり、村人もてはやして、これは古くより云傳ふる、この所のあるじ春秋尾張守朝勝の守神なるべしといふ、其かたちげにも古きものゝさまなれど、なほあやしみ思ふことありて、おのれが親しかりし人、かの朝勝の修造せしといふ彌陀像、その村の報佛寺にあるよしをき、その臺坐を取はなち見れば、春秋尾張守平朝臣幹勝とあり、またその寺の由緒書と云ふものを見るに、享保の比までに書たるものには、幹勝とあり、それよりこなたに書たるものには、朝勝とありしとぞ、これは幹と朝と草體のよく似て、訓もまたちかきによりてあやまれるなり、それを村人も聞傳へて、朝勝といふ也、春秋氏は、常陸平氏に、春秋字を通り字とす、さればこの古塚より出たる神像

も、享保より後の人の贋作なること、うたがひなし、かくあまたの類を以て土中より出たりといふものには、うけがたきものゝ多かるを思ふべし、**概論**後風土記のところに、つらくよみ見るに、書の體裁も、前のは劣りて雅ならず、あやまれる傳説、またあひたりげなるさへもあり、さあれども、なべての上をいはず、外の古書どもに見えざる、古傳説もあまたありて、正しき傳ならむとおもはるゝ事の少からず、また國の境界地名、或は野山海川神社寺院墳墓などの有さま、その古事蹟、又田租の制など、その外にもくさく、古の證となる事、いと多く記して、大にも小にも、古學するともがらの、取はやすべきめづらしき書也けり、以上記せり、かくいへるさまは、ことばりに似たれども、これを本書に考るに、後の世の人に書得がたきといふことは、一つもなし、田租の事なども、外に校へ見るべき文なければ、思ふほごにいつはりて書なしたるものなり、また古事なども、古書に見えざるかぎりは、みなあらぬことをもつくりいだしてかける

ものにて、なほ其外のことも、多くはこのたぐひなり、すべてこの總國風土記のうち、正しく古きものにあらずといふ明證あまたあり、^二には、庄の名をあまた出して、郷名と平頭にまじへのせたるなり、これのはるかに後の世、武家にての書ざま也、鎌倉殿の頃すら、はじめつかたに、かぎりたるものには、郷は郷ばかりをならべ記し、庄は別に記せる法なり、そのうへ延喜、天曆の頃は、庄もやうやくいできにたれど、全く私の領なれば、郡郷と同じさまに、公家の文書などに記さるゝことはなかりし也、四ヶ國の風土記に、庄といふものゝ、ひこつも見へざるゝ、和名抄に、庄名といふを記さるゝを、併せ見ても知るべきなり、^二には、庄の下に、公穀某束、假粟某丸、また貢某魚某鳥桑麻等、なごゝ、郷と同じさまに記せるなり、前にもいへることく、庄は私の領にて、貢賦ある地にはあらず、そのことは、代々の文書に詳なり、いまその大概をいふべし、まづ庄園のおこりは、國々なる荒廢の田、また原野なごを諸院宮に給り、また佛寺などにあてられ

しをはじめさす、^{見史に多く}この給はりし人、荒廢の田を墾開して、某庄と名づけ、また原野をも私の牧ともなせり、もこより公の帳を除かれて、私事なる故、地は廣けれども、俗にいへる下やしきなごの意にて、庄園とも云る也、されば郡にもかゝはらず、二郡三郡にわたりたる庄も、あまたある也、^{伊勢國大國庄は、飯野多氣の二郡にわたれるがどとく、その類國々に多し、今諸國の郡界古と異なるものは、中頃庄保などの郡にかゝはらでありしを、文祿に至て、俄に定められたるゆへ、又賜田より起れる庄もあり、この賜田は、令に、別勅賜入田者名賜田と見えたるにて、或は后妃湯沐の料、又は功臣報勞田など云る也、これらの田も、其限ありて、公にかへしまつるべき定なれども、すべて王制はここの外に上苦しむ政なれば、をのづから法令もゆるみて、后妃湯沐の料も、外家に譲り給はり、功田は子孫にいたりて、人にうり與へ、又は佛寺に施入しなごせるたぐひにて、湯沐の料も、外家にうけ領しては、湯沐の料とは云難く、功田もひこのものご成りては、功田とはこなへ難ければ、これもまた庄園といふことゝ}

なれり、剩後の世には、天子御讓位の後、院の御領といふ事いできて、御封のほかに庄園を貯へらるゝのみならず、崩御のおりは遺命ありて、男女の宮たち、また寵を得たる女房などに、分ち給はりなごして、いよく庄園多くなれり、すべて庄園は、領家の心のまゝなれば、公田よりはみつぎもかろく、また調庸のつごめもなければ、おのづから百姓も利にはしりて、公田をばいこなまず、専ら庄田をたがへすゆへに、公田は日々に荒廢せり、剩へ權勢の家に就て荒廢空閑の地を開きて、新立の庄園といふをばはじめたれば、すゑの世には、庄園天下の半をつくせり、これに依て後朱雀院寶徳二年に、新立の庄園を停廢すべきよし定められてよりのち、代々の帝もこのことを政の第一に行はれしかども、その政をこそ行ふべき公卿も、おのれおのれが身のうへにも、たちまちに失損あることなれば、口には停廢の事を申行へども、ごにかくにつけて庄園をはなさぬうへに、猶新立を企たれば、終には公家の衰弊をいたせり、後冷泉の治暦元年

九月一日、越中國に下さる官符に云、得彼國今年七月廿四日解狀、後朱雀案去寬徳二年下五畿七道諸國官符、備内大臣宣奉勅、停止前司任中以後、新立庄園若不違符有違犯輩、國司解却見任、永不叙用、百姓將處重科、敢不寬宥者、又天喜三年三月十三日、同賜五畿七道官符、備右大臣宣奉勅、宜仰諸國、寬徳二年以後庄園、且加禁遏、永令停止、且所好立之輩、勘録子細、召進其身、若致對捍、早不參上、慥注姓名、須經言上、國司且忘符旨、無心勤行、解却見任、永不叙用者、件庄園等、不唯成土民拒捍之煩、兼又有國司解任之文、縱募權勢、何不言上乎、當國往古無有庄園、而近代之間、所部百姓、爲遁公役、屬權門而立庄園、語宰吏而領田地、不辨調庸、不勤課役、拒捍國務、侮慢朝章、爰寬徳二年以後庄園、前司任中依符旨、悉所停止也、而及得替期、更以興立、又臨任終年、新又加立、因之公役之民不幾、應輸之田甚少、恒例乃貢、殆難進濟、而拒捍之民、空忘綸旨、無辨租調、權勢之家、不用制符、好立庄牧、雖施治畧、其可得乎、重不賜官符、何以行吏務、望請官裁、任格條并度々官符旨、被停止件庄園、若猶

不隨制旨者、國司召進庄牧司、若致對捍、不得召進、注名言上、比校公驗、新制以後、所立庄園、早以停止、若不出公驗、又從停止者、右大臣宣奉勅、依請者あり、又大治二年五月十九日、淡路國に下せる官符の第一條に云、得彼國守左少辨正五位下平朝臣實親去三月十日奏狀、備謹檢案内、寬德二年以後、新立庄園、可停止之條、前格後符、嚴制連綿、何況致起請已前庄於本免外者、可停廢之由、同所被裁下也、當國者狹少第一之地、凋弊無雙之境也、其中新立庄園、充滿、應輸租田不幾、式數濟物、爭可辨填乎、代々之吏、申下宣旨、雖令停廢、或任終之比、如元免除、或得替之刻、偷以與判、國之亡弊、職而斯由也、然則新被下綸旨、欲令禁遏、望請天恩、因准先例、給官使被停止件、新立庄園、并加納田畠料、將廻興復之計者、右大臣宣奉勅、依請者あり、同官府の第二條に云、得同前奏狀、備謹檢案内、神社佛寺、權門勢家庄園、占膏腴地、不勤國役、然間在々調丁好入庄内、郷々民烟、逐日減少、何況宰吏得替之刻、庄司招取公民、或募權勢、而或假神威、敢不還住、皆爲庄民、因茲庄家者、連蔓比棟、郡郷

者有地無人、望請天恩、被停止庄園左道者、召返公民、令致調庸之勤者、同宣奉勅、依請者あり、又嘉承三年八月三日、紀伊國に下せる官符に云、得彼國守從五位下兼行中宮少進平朝臣實親去月十四日奏狀、備去四月十四日拜任當國守、先召在廳雜掌、尋問土風之處、申云、當國所濟神祇官龜甲、齋院祭料、堅魚、大膳修理兩職、木工寮海藻雜魚等、其數已多、而浦々網器稱權門勢家之領家、漁鈎悉募庄民、寄人之號、因茲不獲之海物魚貝等、偏充私用、不經公役之色、數巨多、殆及闕怠、望請天恩、被停止權勢領、如本令浦々住人、辨濟件等雜物者、將致進濟之勤者、正二位行大納言兼民部卿大皇太后宮大夫陸奥出羽按察使源朝臣俊明宣奉勅、依請者あり、これらの符を以て、庄園より公へみつきのなきことは、はかりあるべき也、又はるか後のことなれど、正應六年の條事定の時、攝津守津守國助が解文の第一條に云、國助謹檢案内、好立庄園、格制已重、而貪婪之徒、相交郡邑、或求膏腴之便宜、或尋土民之田地、寄募權勢、號己庄園、隨即不經國宰、直放符牒、差遣私吏、暗定

阡陌恣以立券郡司等陳由緒者召禁其身還及陵轢如此之輩充滿所
 部國之巨害只在斯事望請天裁因准先例被停止者將期國內之肅清
 矣また第三條に云同檢案内當國者本田萬二千五百二十餘町也而
 中古以下神社佛寺領權門勢家庄逐年蜂起每任倍增其外或號本所
 之加納或稱寄人之名田恣以虜掠不異免田仍所遺公田其數不幾就
 中本免田百町之庄籠領二三百町何況庄園近邊相交田堵遇庄司稱
 公田遇國使募庄領巧成一旦之論遂遁兩方之辨如此之類繁而有徒
 加之雖本免十町恣堺限四至於籠領數百町哉是則雖似作人之賄賂
 只依領主之押行也望請天裁被給官使國使相共不論有輸不輸皆悉
 檢注且對檢公檢勸除免田且相定官物充行公事永絕虞芮之訟將期
 殷禹之治矣こ見へたりその世のさま思ひやるべしこの頃は政事
 にて取行はれたればこの解文のどとく公家にて裁許ありしには
 あらずたいてい解文の出來たるのみなり然れども庄園に就て考ふべ
 き事多ければかくのごとく國領私領の分明らかにてその頃は國
 愛に出せり領をば公田といひ私領をば庄園といひし也略辭には庄公こもい

ひ俗語には郡こも庄こもなへたる也鎌倉右大將殿天下の權を
 さらし時はじめ郡郷庄保をいはず別段に兵糧米をこらる
 法を定められてより公家はいよゝ衰へたりこの鎌倉殿の末に國
 國の圖田帳また太田文作田勘文などいふもの撰ばれて諸國の田
 畠の事を記されしものいまも傳はりてあるを見るにたまくに
 は庄の内に公田の少しばかりあるも見へたりこれは全く庄のう
 ちに公田のあるにはあらずこの地もこは公田のみにて某郷とい
 ひしがいつこなく其郷の内に私領多く出來て私に庄こいふ名を
 設けたる故にをのづから庄の内に公田も残りてあるなりかゝる
 ことは鎌倉殿の世にもはじめつかたにはなかりしなりされば鎌
 倉殿の法令にも郡郷は國衙に隨ひ庄園は領家に隨へここそ見え
 たれ前にいへるここく庄園よりみつぎのなきここは明らかなる
 をさるげもなく郷こ同じさまに記せる一事にても總國風土記の
 信多られぬここは推はかりあるべきなり後醍醐帝御宇一統の時郡
 郷庄保にかはらず私領

の地より出るところのものは、廿分の一をたてて、郷保庄も名のみの
 め給ひしかども、ほそなく足利殿の世となりて、郷保庄も名のみの
 なりゆきたるは、**三**には、郡郷の名字に、まゝ一字または三字を用
 ひたるなり、凡古法に郡郷の名字は好字をとりて、必二字を用ひよ
 こそ見えたれ、されば一字なるも、三字なるもあるまじきなり、**四**
 ケ國風土記にのせたる郡郷は、みな二字を用ひたり、これまた古書
 たるの一證とすべし、然るにこの總國風土記に、かく思ひ誤りたる
 は、全く和名抄の郡郷の名に、たまさか一字三字なるもあるを、深く
 考へずして、昔も一字三字のもありと心得たるものなり、さて和名
 抄の郡郷も、二字にかきたる外は、或は脱字、或は衍字あるなり、たご
 へば攝津國の郷名の部に、八田部郡あり、これを郡名の部に校れば、
 八部と記せり、さらば田の字は衍なり、こは八田部なるを、二字を用
 ひよといふ制のあるを、以て
 八部とかけの二字を、諸國の郷名にも、またこの名、又常陸國久慈郡の
 郷名に、都といふあり、これは薩都の薩もじを脱せるなり、式にのせ
 郷名のなる、このほか、皆これに准へてあるべし、**四**には、事實の
 神社のなる、このほか、皆これに准へてあるべし、**四**には、事實の

なはざるなり、ここの國はいまだ深く考へず、をのれがまのあたり
 踏見たるは、常陸國筑波郡なり、その境界をいひし所に、北限大林と
 かけり、この大林といふ名、今きこへず、それはむかしのここのなれば、
 名の替りたるここのもありもすべけれ、和銅風土記に據れば、北の
 堺は筑波岳なり、今も猶まこれをもて大林といふここの、より所な
 きをふるべし、又筑波神社所祭木花咲耶比咩也と記せり、この説見
 たるここのも、きゝたるここのもあらぬここのなり、この岳は、むかしより
 男女二神鎮座ありしよしは、代々の國史にも詳なり、詞林采葉抄筑
 波山縁起並云
 伊非諾伊非冊のそれをかく木花咲耶比咩とかきたるは、思ふに國
 史のうち、筑波女神とある、ひこ所を見て、咲耶比咩は、大山祇の女
 なれば、山の女神といふ意にて、附會せしものなり、又古歌に、筑波い
 のふ詞の思ひなしたる木花咲耶比咩、又前井川貢鮭鱒等と載たり、すべ
 の縁に思ひなしたる木花咲耶比咩、又前井川貢鮭鱒等と載たり、すべ
 この郡の内に、櫻川を除きては、外に川なし、今筑波郡の南方は、大
 外にも郡を推して、いふなり、又ここの郡にも、前井河の名は聞へず、強

ていはゞ、櫻井の舊名ともいふべけれど、この川にて鮭なごころこ
 とはあらぬ也、櫻川といふ名も、其の集に於てその事實のかなは
 ざるこそかくのごとし、何をもちかみたり文ならずといはむ、**五**に
 は、郷邑山川の里數方角を記さる也、すべて寺社建立の年月、また
 祭神の名、租穀の數などは、詳なるごごとくにつくりなしてのせられ
 ざ、これは外に校へ見るべきものすくなく、眞偽のたちまちに見
 へざるこそなれば、をのれ信名らほごのものなりとも、かまへつ
 くりなんに、さばかりかたかるべしごも覺へずかし、里數方角にい
 たりては、後の世の人の書得がたきごとなる故に、のせざりしもの
 也、たごへ強て出たりごも、そのくにの人に見られたらむには、眞偽
 のすみやかにさごらるべきがゆへ也、四ヶ國の風土記には、里數ま
 たは、方角を記さるはなし、これにても、古代の實録さ、後世の杜撰
 さをば、分別すべきなり、之の總國風土記の中、にをのづから今、の地
 名も、よく知ることを、俗書にて、事實をかきたるは、太平記、大かたそらふ事なれど、地名
 たり、や道路の事なごには、その實に聞へたるごあり、これを記せるなるべし、
 ぐり、見しものか、または、國人に傳へたるごを記せるなるべし、
 されば、たまたまか合たごあり、なほこの外にも、文字のつかひ
 も、偽書ならざるごは、云がたごあり、なほこの外にも、文字のつかひ
 さまの後めきたる、奥書の文體のよからぬなど、云べきご多けれ
 ざ、それは古書ごもよく校へ見たらむには、をのづからさごらるべ
 きごごなれば、云もらしつるなり、思ふに、この風土記は、東山院の御
 代の程に、つくりいでたるものなるべし、向陽子の書籍考には、か
 いは、思ひ、白石先生は、またこの見られたる、かよしをい一人の手に成たる
 り、加へたるも、あらかんご思はるなり、又**概論**に、元亨二年の民部省
 圖帳といふものを、眞のものごごとく、書たれば、これもついでに論
 すべし、前にもいふごごとく、圖帳は國史に見えたる國圖のごごにて
 郡郷の圖をむねご圖せられて、其中に事蹟をも記せるものごご
 ゆれば、今の元亨の圖帳といふものにも、圖をのせたらむには、見ご
 ころもありなむ、さるにその圖は今の世よりむかしのさまをうつ
 し得むは、いと難きわざなれば、のせざるものなり、そのうへこの圖

ていはゞ、櫻井の舊名ともいふべけれど、この川にて鮭なごころこ
 とはあらぬ也、櫻川といふ名も、其の集に於てその事實のかなは
 ざるこそかくのごとし、何をもちかみたり文ならずといはむ、**五**に
 は、郷邑山川の里數方角を記さる也、すべて寺社建立の年月、また
 祭神の名、租穀の數などは、詳なるごごとくにつくりなしてのせられ
 ざ、これは外に校へ見るべきものすくなく、眞偽のたちまちに見
 へざるこそなれば、をのれ信名らほごのものなりとも、かまへつ
 くりなんに、さばかりかたかるべしごも覺へずかし、里數方角にい
 たりては、後の世の人の書得がたきごとなる故に、のせざりしもの
 也、たごへ強て出たりごも、そのくにの人に見られたらむには、眞偽
 のすみやかにさごらるべきがゆへ也、四ヶ國の風土記には、里數ま
 たは、方角を記さるはなし、これにても、古代の實録さ、後世の杜撰
 さをば、分別すべきなり、之の總國風土記の中、にをのづから今、の地
 名も、よく知ることを、俗書にて、事實をかきたるは、太平記、大かたそらふ事なれど、地名
 たり、や道路の事なごには、その實に聞へたるごあり、これを記せるなるべし、
 ぐり、見しものか、または、國人に傳へたるごを記せるなるべし、
 されば、たまたまか合たごあり、なほこの外にも、文字のつかひ
 も、偽書ならざるごは、云がたごあり、なほこの外にも、文字のつかひ
 さまの後めきたる、奥書の文體のよからぬなど、云べきご多けれ
 ざ、それは古書ごもよく校へ見たらむには、をのづからさごらるべ
 きごごなれば、云もらしつるなり、思ふに、この風土記は、東山院の御
 代の程に、つくりいでたるものなるべし、向陽子の書籍考には、か
 いは、思ひ、白石先生は、またこの見られたる、かよしをい一人の手に成たる
 り、加へたるも、あらかんご思はるなり、又**概論**に、元亨二年の民部省
 圖帳といふものを、眞のものごごとく、書たれば、これもついでに論
 すべし、前にもいふごごとく、圖帳は國史に見えたる國圖のごごにて
 郡郷の圖をむねご圖せられて、其中に事蹟をも記せるものごご
 ゆれば、今の元亨の圖帳といふものにも、圖をのせたらむには、見ご
 ころもありなむ、さるにその圖は今の世よりむかしのさまをうつ
 し得むは、いと難きわざなれば、のせざるものなり、そのうへこの圖

帳にも郷庄と同じさまに記して、公穀某束、假粟某丸とのせたるぞ、全く杜撰の證也と云へし、それは前にもいひしごとく、庄はみつぎのなき地なればなり、又神社佛寺の領を、神田某束寺領某束など記せるも、いかにぞや、國の正税などにてあてらるゝものこそ、束をもてかぞふるならひなれ、かく寄られてあらむ田地をば、町段を以て數ふる定なり、むかしもその法なるを、ここに元亨などのころは、神佛の田を束もて、いふことはあらぬことなり、凡鎌倉右大將殿武家を興されてより、公家はやうやく衰へ行きて、國々も大かた武家のものゝごとく成たれば、元亨の頃に至りては、むかしの一統の代のごとく、圖帳など撰ばるべきほどのことはあるまじきなり、外記の日記をさへ記し得ざりしにて、思ひ合すべきなり、武家にてこそ、郡郷庄保をいはす、米穀をわてとりたれば、木田文、圖田但この頃も、むかしのまゝ、帳のたぐひをもつくりたれば、なりき、但この頃も、むかしのまゝの圖帳はありしならむ、こゝにて撰ばれたる事こそいふかきければ、いふ也、それはさてもありぬべし、事實のかなはざる書なれば、う

たがふべくもなき贋作なり、神社などの書さまこそ、總國風土記とは、法をかへて書なしたれ、なべての體裁も、文字のつかひさまも、全く同じければ、ともに同人のつくりいでたるみだりふみなること明也、かくいふは、全くをのれが僻説のみにあらず、古きひこの總國風土記、元亨二年圖帳などいふものは、後の世の杜撰なりとて、用ひられざりし意をつぎて、のぶるになむありける、

文化十二年乙亥五月 日稿

○ この稿成てのち、或人のものがたりにかの總國風土記及元亨二年圖帳といふものは、書肆なにかしが、人にあざらへて、あらぬことをつくりいでたるものなり、大かた東山院の御門の御時にこそ、あたらめ、こかたりし也、さればをのれが考へたる時代も、むなしからず覺ゆる、

かく總國風土記につきては、精しき論ひ文ごもありて、今は偽書なる事、かくれもなく、なりたれど、博識にして然も其研究の精緻なる伴、信友ぬしすら、初めは珍らしきに眞實のものと思ひて、一わたり上に掲ぐる如き意見をものしたり、さはあれど、猶確かに定めし説にも非れば、人に見すべきものにては非るを、平田篤胤ぬしは日頃睦びし中なれば、憚りもなく見せけるを、篤胤は精も考へずして、世に公にせしかば、信名は詳に考へて、之を駁しぬされば、信友もそを見て、大に己の誤まれる事を知り、更に考へ改めて、偽書なりと云り、そは風土記考に、余わか、りし頃、古書を好む意には、かられて、本文をばよくも讀み考へずして、たゞまづこれ作らせ玉ひたりけむ頃などを考へて、よく採撰びて考へに備ふべき書なるべくおもひて、まづ試におろく、下書めくものを書すさびおきつるを、年経て後に、取出し見ておもへば、あらぬ強言してありけり、ごおもひなりぬ、其頃中山信名は、古の制度ごも

を委しく心得たれば、此事かたらひたるに、其古にあらぬ事ごもを明らかに、偽書なるよしを論へるによりて、いよ、前の考に強説せる誤をさとりて、われながらあさましく、背に汗あゆるばかり恥かしくてなむ、さて又それより先に、彼下書を平田篤胤に見せかたらひたるに、あはしめて持去きて、寫しおきたりごて、己にも知らせず、古史徴の開題記にごて、板本にさへものしたりき、すべてかたなりなる考書なごは、漫に人に借しては、見すまじきもの也、ごは、かねて思ひながら、心ゆるびてけり、ご悔れごもかひなし、自閉がかの與古書合符節ご書るも、後には悔たりけむかし、ごいへるにて知るべし、

○辨日本總國風土記

平 祖 衡

風土記者、元明天皇御寓、詔令列國集焉、爾來歷世久遠、數係回祿、全書遂沒有矣、今世偶存出雲國而已矣、其餘殘簡、隻辭半章、僅散在釋日

本紀及仙覺萬葉鈔顯昭袖中等鈔是故當世好古典者甚憾焉近歲方
聞有日本總國風土記云者但殘篇十七冊而中亦多蠹蝕未詳其書所
出矣愚竊按出雲國風土記其郡領之注進而天平五年所上也意和銅
六年頒下新格於諸國所徵之者也今斯總國風土記者非和銅天平間
所進之原本蓋朝廷撰定一統號總國風土記也愚欲閱已久未嘗得
焉頃有或以駿河武藏二國殘編見寄焉愚得素願甚歡之以為壁中
遺經汲冢殘策實遇於今日矣讀之數回感振古遺跡而欲澆季變革而
既而卷舒累日意念漸起就二國中相温古典訪問今境於是頗覺非斯
書無可疑者故揭其可疑之十二條以辨之如左

其曰公穀假粟橫稅蓋公穀假粟之字舊典未見之况橫稅乎六史及令
義解延喜式和名類聚等所載以租調庸為稅法今日公穀等其義漫亂
而難辨其法橫稅者蓋取後世偏鄙之言也本邦應仁亂後苛政之主放
國政橫虐下民於常稅外課民取物偏鄙之俗之謂橫物成俗謂稅曰物成蓋橫逆之
謂此言浸潤民間暴主亦貪利為定法到于今矣此書以此等言冒上古

之稅也是可疑之一也

其記里程曰東西幾日之宿南北幾日半之宿蓋皆宿字何義也耶古書
嘗無斯文和名類聚及出雲國風土記等皆記止幾日或幾里幾步夫宿
者止舍之義也非解里程之字後世俗誤謂一泊一宿者非古之言况一
日半之宿於義難通皆是據後世俗語作此書者是可疑之二也

以河與川分之其意謂大水為河小水為川蓋河川二字固有差別然本
邦自古流水總曰河又曰川川河相通無差別也况中華亦以川為水之
總名則不可分充小水是乃不似古之例是可疑之三也

記神社曰神田圭田或寄田蓋其意謂神田者預官祭神圭田者授神階
之社也其謂寄田者後世所謂寄進乎其下曰神田幾十束圭田幾十束
是上下文自牴牾矣夫謂田則幾町幾段畝謂束則曰稻幾束是古之式
也况此書束下有幾毛田或幾丸幾字田等言是作謎語而欺古語者也
是可疑之四也

記佛寺曰某法師所建其人之願蓋元正天皇以前諸國有制不許私

造寺院何以有斯創造之名哉。聖武天皇置國分寺于諸國以來猶依古不漫定寺額且亦曰寄田者後世之俗而古昔未嘗見之是可疑之五也。

駿河國伊穗原郡油井向海寺曰靈龜二年吉備右府開此地蓋吉備真備也乎真備靈龜二年始應選屬遣唐使入唐朝大學此時授從八從下元吉備國人姓下道後改吉備蓋山陽道人何由開寺基于東海耶況於有制乎大抵後世神社佛寺多妄意杜撰之緣起記文若其稱右府是後世縉紳襲稱而古昔嘗不書之是可疑之六也。

陵者 天皇藏梓宮之所於臣庶不可稱焉然駿河國造岡野井武藏國野見茂臣等墓書陵是妄意僭竊假令誤雖稱陵 朝廷選定之時必可改焉今恬然稱陵墓者非上世之言是可疑之七也。

駿河國釋其國名也甚詳矣蓋和銅六年詔畿內七道諸國郡鄉名著好字云々如本國以駿河字定之未嘗見薦河况所解五名真似本草釋名非本邦古昔之體是可疑之八也。

凡郡境者古今相出入而其邊最不一定然其方位大概遂無變革此書武藏國多麻郡西及南限江濱蓋今考橘樹都築二郡居多麻東而多麻西南皆山而接于甲相之國是古來方境已定無西南當有江水之理蓋按和歌名勝有多麻浦是以往々以為多麻郡在江邊是不深考之誤也夫多麻郡水曰玉川其下流來入江水之處雖佗郡中謂之玉浦也此書作者以佗郡為多麻古境誣古今變易也是可疑之九也。

武藏國載荏原郡御田稗田八幡豐嶋郡箕田八幡蓋今符合芝牛町八幡西窪八幡俱是近世土民崇敬賽謁已繁祠亦欲温古蹟也恐以此附會者也且若赤坂小六天神決非古昔神號其謂 天武天皇始行神禮有神戶巫戶等苟如其言則後來盡載于神名式耶蓋今諸國神祠古式全存者鮮矣竊謂後世妖僧巫覡就行祠遙拜之地附會古事誣詭靈異惑民鈞利蓋如小六者疑當國一宮遙拜是可疑之十也。

本邦文字上世嘗無由考自聖德太子撰舊事紀又定憲法而有文字之可見矣蓋昔時選額敏遣之隋朝受先王學是以文體皆倣中華以五經

三史及梁昭明文選爲規法、至文武天皇以來、專師唐朝制度、文爲必爲倣之、是故六史及律令格式、皆則唐已前也、蓋此書之文體、決非上世之風、只欲擬宋時以來、而拙摸之也、是可疑之十一也、

大外記中原師行、出納中原職忠者、紀傳秀逸、而古今有聲名、是故故典之跋多記焉、一條殿下舟橋吏部、亦故實長者也、此書未皆見其名、然亦有交野内匠頭跋、今考内匠頭時久者、平兵部大輔時貞、入道可心之義子、而實西洞院三位子也、當萬治元年、甫十一歲、未爲可心子、寛文二三年間、稱交野内匠頭奉侍、後水尾院法皇時年十五六、無幾早逝矣、年紀鹵莽如斯、豈自跋之者也耶、蓋此作者、誣欲實其言、連署長者跋、以欺人者、是可疑之十二也、蓋近世治平、而文事漸起、好古之公侯、募千金求古典、是故姦民、僞作古典、鈎利惑世、實可惜哉、

正德三年臘月 日

平朝臣祖衡識

○ この平祖衡の辨は、鹿島大宮司則瓊が家藏にして、其祖則敦が寫

し、傳る所也、信名いまだこの書を見ざりし先に、概論の論を著せり、然れども猶考證の及ばざることありしに、このふみに於て、すでに辨し置きしは、大幸といふべし、ここに總國風土記の、東山院の御世になれること、これを得ていよく明なることなれば、信名が論ひもむなしからざるをや、又後にきけば、駿州淺間神主某の僞作せしものといふ、類聚國史二三冊、新國史二冊、總國風土記、民部省圖帳、皆同人の贋作なり、駿河のものなる故、駿河風土記をば、全部つくりいだせしなり、

柳洲 漁父識

古風土記逸文附錄終

明治三十一年八月十一日印刷
明治三十一年八月十四日發行

茨城縣士族

編纂者 栗田寬

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地

發行者兼 大日本圖書株式會社

右代表者

專務取締役 佐久間貞一

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地

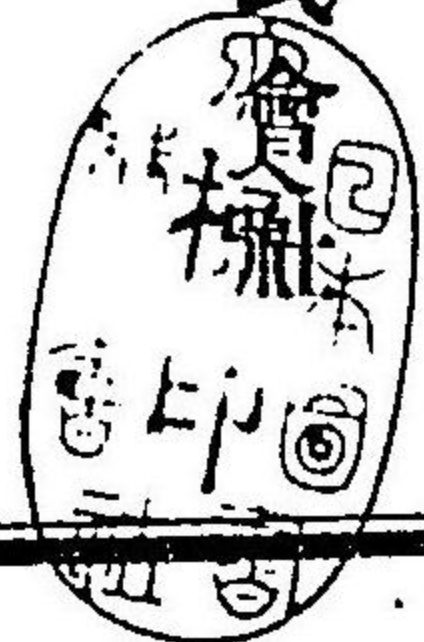
大日本圖書株式會社

大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷

同 支 社



古風士記逸文
定價 金壹圓五拾錢
送料 金四錢



IT 4082

大正十三年五月十日

小牧實貞 纂

